

ノーマライゼーションかしわプラン 2027

【第5期障害者基本計画】

計画素案（第1章 総論：6月24日版）

柏 市

目 次

第1章 総論	1
1. 計画の策定にあたって	3
(1) 計画策定の背景	3
(2) 国・県及び柏市の施策動向	4
2. 計画の位置づけと期間	5
(1) 計画の位置付け	5
(2) 計画期間	5
(3) 計画の役割（法的根拠等）及び上位計画との関係	6
3. 障害福祉を取り巻く状況と見通し	7
(1) 柏市の概況	7
(2) 障害者数の将来推計	18
4. 前計画の振り返りを踏まえた施策の方向性	20
5. 計画の基本的な考え方	32
(1) 基本理念	32
(2) 基本方針	32
(3) 重点目標	33
(4) 基本目標	34
(5) 重点施策	36
(6) 本計画の体系	37
6. 計画の推進に向けて	38
(1) 計画の評価・見直し	38

第1章

総論

1. 計画の策定にあたって

(1) 計画策定の背景

本市では、「みんなでつくる みんなで暮らせるまち かしわ」の基本理念の下、障害福祉施策に係る基本計画や福祉計画を「ノーマライゼーションかしわプラン」として一体的に策定し、障害の有無にかかわらず、誰もが地域で安心して暮らせる環境づくりに向けた施策を推進しています。

これまで本市では、市内に4か所整備した地域生活支援拠点を中心に、「福祉の総合相談窓口」や他の地域資源との連携により障害者の暮らしを支える「かしわネットワーク」を構築し、市民にとって身近な地域における支援ネットワークの強化と活用を図ってきました。

また、国においては障害者の高齢化・重度化や親なき後の生活など課題が複雑化・複合化する中で、「地域共生社会」の実現に向け、障害者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられる支援体制づくりが進められています。その中で、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域課題の把握や支援体制の整備について協議を行う地域協議会との連携・協働の重要性が高まっています。

あわせて、多様化する個々のニーズに応じて、利用者が良質なサービスを選択できるようサービスの質の向上に向けて取り組むとともに、利用者に真に必要なサービス等が適切に提供されているのかを検証していくことも重要となっています。

このような国の動向に加え、これまでの施策の進捗状況、2025（令和7）年度に実施した基礎調査結果等を勘案すると、地域協議会と連携・協働しながら継続的に地域課題等に取り組む必要がある一方で、多様化するニーズやサービス提供体制の検討等には柔軟な対応が必要となります。

そこで、継続的な取組と柔軟な対応に並行して取り組めるよう、障害福祉施策の総合的かつ計画的な推進を図るための理念や方針等を定める「柏市障害者基本計画」の計画期間を従来の3年間から6年間へ延長する一方で、サービス基盤整備等を定める「柏市障害（児）福祉計画」は従来どおり3年間の計画期間とした「ノーマライゼーションかしわプラン 2027」を策定いたしました。

本プランでは、地域共生社会の実現に向け、障害者が主体となって地域生活を送ることができるよう、「かしわネットワーク」を基盤とした支援を提供するとともに、地域協議会と連携・協働しながら地域課題に取り組むことで、身近な地域における支援ネットワークのさらなる強化と活用を図っていきます。

(2) 国・県及び柏市の施策動向

国及び県における障害者及び障害児に関する法制度等の改正や策定を受けて、本市の施策が展開されてきました。

■ 図 1-1 障害福祉に関する法制度等の動向

年度	国・県	柏市
2021 (令和3) 年度	【国】 ● 障害者差別解消法改正法公布 ● 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）の一部改正法全面施行 ● 医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律施行 【県】 ● 第七次千葉県障害者計画開始 ● 工賃向上計画支援等事業	● 柏市第五次総合計画後期基本計画開始 ● ノーマライゼーションかしわプラン 2021 開始 ● 成年後見制度に係る中核機関設置・一次相談窓口の運用開始 ● 障害者等社会参加コーディネート事業開始 ● 障害者等社会参加・就労支援事業開始
2022 (令和4) 年度	【国】 ● 障害者総合支援法等の改正法公布 ● 児童福祉法改正法公布 ● 障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律（障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法）施行	● 第4期柏市地域健康福祉計画（中間年度見直し版）開始 ● （仮称）柏市子ども・若者総合支援センター整備計画公表 ● 青和園民営化
2023 (令和5) 年度	【国】 ● 第5次障害者基本計画開始 ● こども家庭庁発足 ● 障害者雇用促進法の一部改正法一部施行 ● 第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画に係る基本指針策定 ● こども未来戦略策定	● 柏市障害者虐待防止サポートチーム派遣事業開始
2024 (令和6) 年度	【国】 ● 障害者総合支援法等の改正法施行 【県】 ● 第八次千葉県障害者計画開始	● ノーマライゼーションかしわプラン 2024 開始 ● 柏市基幹相談支援センター設置（2か所目） ● 柏市くらしコーディネーター設置 ● 児童発達支援センター（地域障害児支援体制中核拠点）設置（2か所）
2025 (令和7) 年度	【国】 ● 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）の一部改正法施行	● 第5期柏市地域健康福祉計画開始
2026 (令和8) 年度	【国】 ● 第8期障害福祉計画・第4期障害児福祉計画に係る基本指針策定	● 柏市こども・若者相談センター開設 ● 柏市第六次総合計画前期基本計画開始

2. 計画の位置づけと期間

(1) 計画の位置付け

障害者基本計画は、障害者基本法第11条第3項に基づく「市町村障害者計画」として位置付けられるもので、市の障害福祉施策の総合的かつ計画的な推進を図るための理念や方針、取組施策・事業を定める計画です。

また、障害福祉計画は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下、「障害者総合支援法」）第88条第3項に基づく「市町村障害福祉計画」として、障害児福祉計画は、児童福祉法第33条の20に基づく「市町村障害児福祉計画」として位置付けられるものであり、障害者・障害児の地域生活を支援するためのサービス基盤整備等を定める計画です。

これらの計画は、市の最上位計画となる「柏市総合計画」を始め、社会福祉の上位計画となる「柏市地域健康福祉計画」の部門計画として一体的に策定するため、柏市自立支援協議会の意見を聴取した上で、柏市健康福祉審議会障害者健康福祉専門分科会にて審議されます。

(2) 計画期間

今回の見直しは、「第4期柏市障害者基本計画（後期計画）」「第7期柏市障害福祉計画」「第3期柏市障害児福祉計画」での施策の展開を踏まえ、「第5期柏市障害者基本計画」と「第8期柏市障害福祉計画」「第4期柏市障害児福祉計画」を同時に策定するものです。

計画の期間は、「第5期柏市障害者基本計画」を2027（令和9）年度から2032（令和14）年度までの6年間、「第8期柏市障害福祉計画」「第4期柏市障害児福祉計画」を2027（令和9）年度から2029（令和11）年度までの3年間とします。

なお、計画期間中であっても、社会情勢の変化等を踏まえ、必要に応じて内容を見直すものとします。

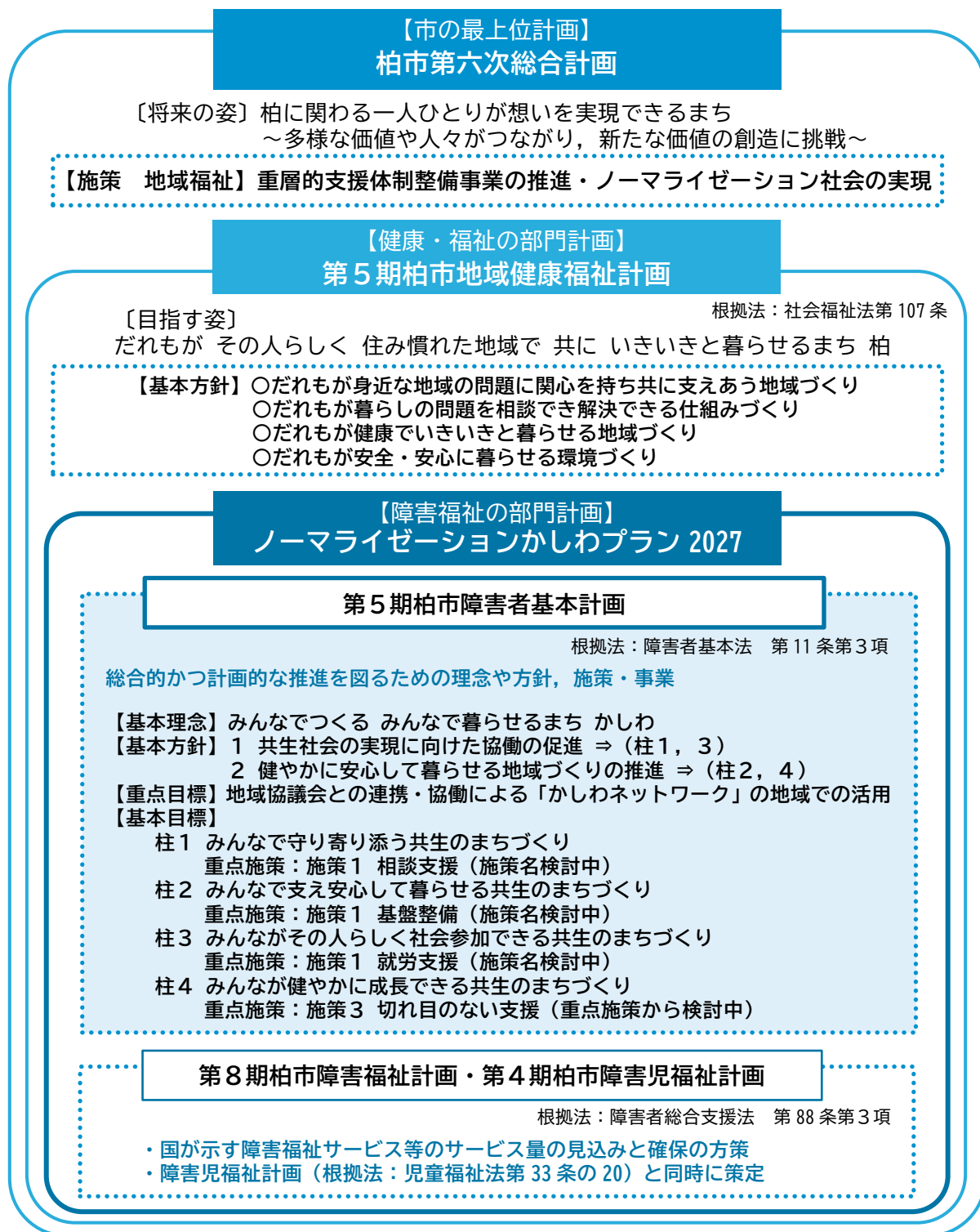
■ 図1-2 関連計画の期間

		2027（令和9） 年度	2028（令和10） 年度	2029（令和11） 年度	2030（令和12） 年度	2031（令和13） 年度	2032（令和14） 年度
柏市第六次総合計画	（基本構想）	（計画期間 2025(令和7)年度から10年）					
	（基本計画）	前期計画（計画期間 2025(令和7)年度から5年）			後期計画（計画期間 2034(令和16)年度まで5年）		
柏市地域健康福祉計画		第5期（計画期間 2025(令和7)年度から6年）				第6期	
ノーマライゼーション かしわプラン	障害者 基本計画	第5期（計画期間 2027(令和9)年度から6年）					
	障害福祉 計画	第8期（計画期間 2027(令和9)年度から3年）			第9期		
	障害児福祉 計画	第4期（計画期間 2027(令和9)年度から3年）			第5期		

(3) 計画の役割（法的根拠等）及び上位計画との関係

施策名は、内容が決定しましたら修正いたします。

■ 図 1-3 計画の役割(法的根拠等)及び上位計画との関係



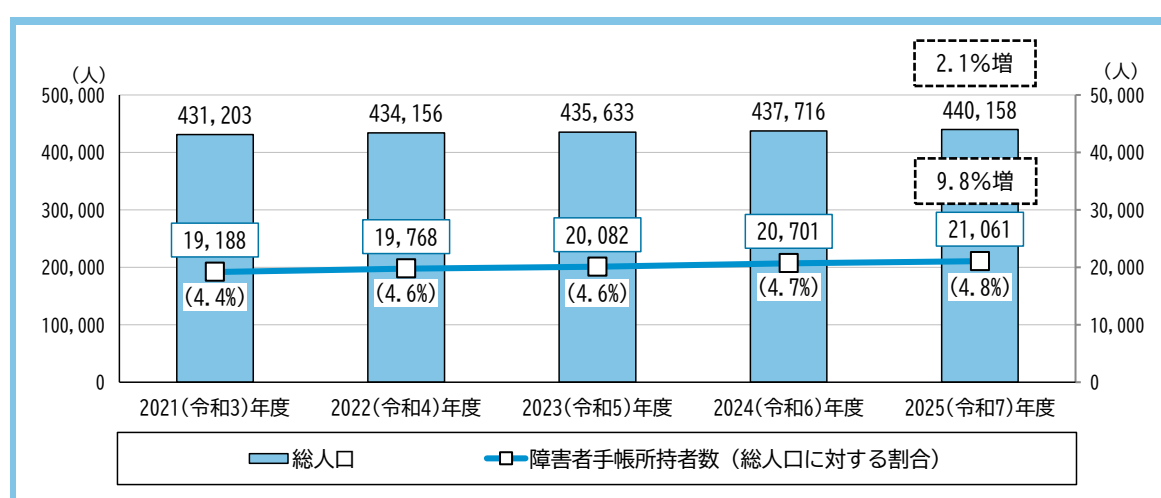
3. 障害福祉を取り巻く状況と見通し

(1) 柏市の概況

① 総人口と障害者手帳所持者数の推移

2021（令和3）年度から2025（令和7）年度までの5年間で、障害者手帳所持者数は1,873人増加しています。また、増加割合をみると、総人口が2.1%増であるのに対して、障害者手帳所持者数は9.8%増と、総人口の約4.7倍のペースで増加しています。

■ 図1-4 総人口と障害者手帳所持者数の推移

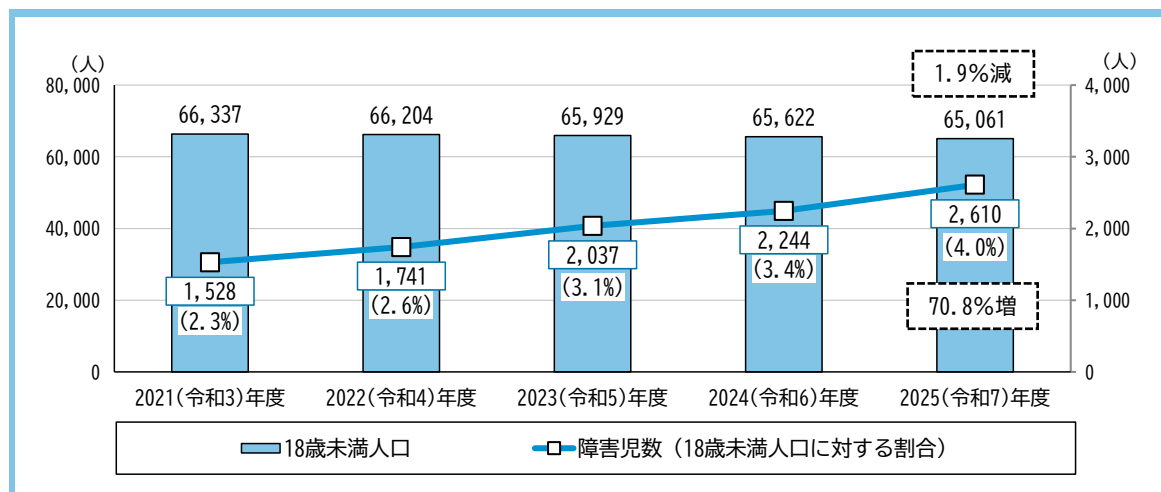


資料：総人口 住民基本台帳人口
障害者手帳所持者数 障害福祉課

② 18歳未満人口と障害児数の推移

2021（令和3）年度から2025（令和7）年度までの5年間で、障害児¹数は1,082人増加しています。また、増加割合をみると、18歳未満人口が1.9%減であるのに対して、障害児は70.8%増となっています。

■ 図1-5 18歳未満人口と障害児数の推移

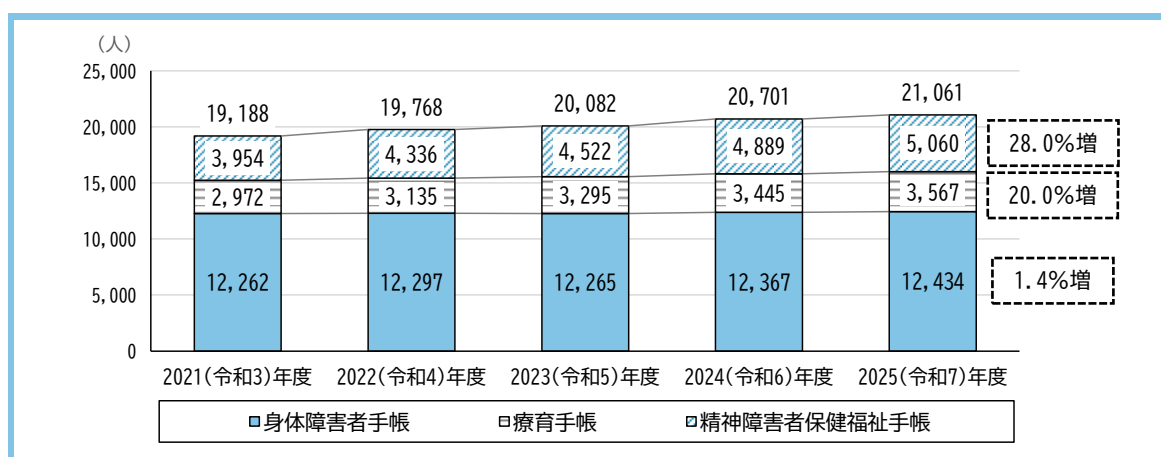


資料：18歳未満人口 住民基本台帳人口
障害児数 障害福祉課

③ 障害3区分別障害者手帳所持者数の推移

2021（令和3）年度から2025（令和7）年度までの5年間で、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれも所持者数は増加しています。また、手帳別の増加割合をみると、身体障害者手帳所持者は1.4%、療育手帳所持者は20.0%、精神障害者保健福祉手帳所持者は28.0%で、精神障害者保健福祉手帳所持者の増加割合が他の障害区分より高くなっています。

■ 図1-6 障害3区分別障害者手帳所持者数の推移



資料：障害福祉課

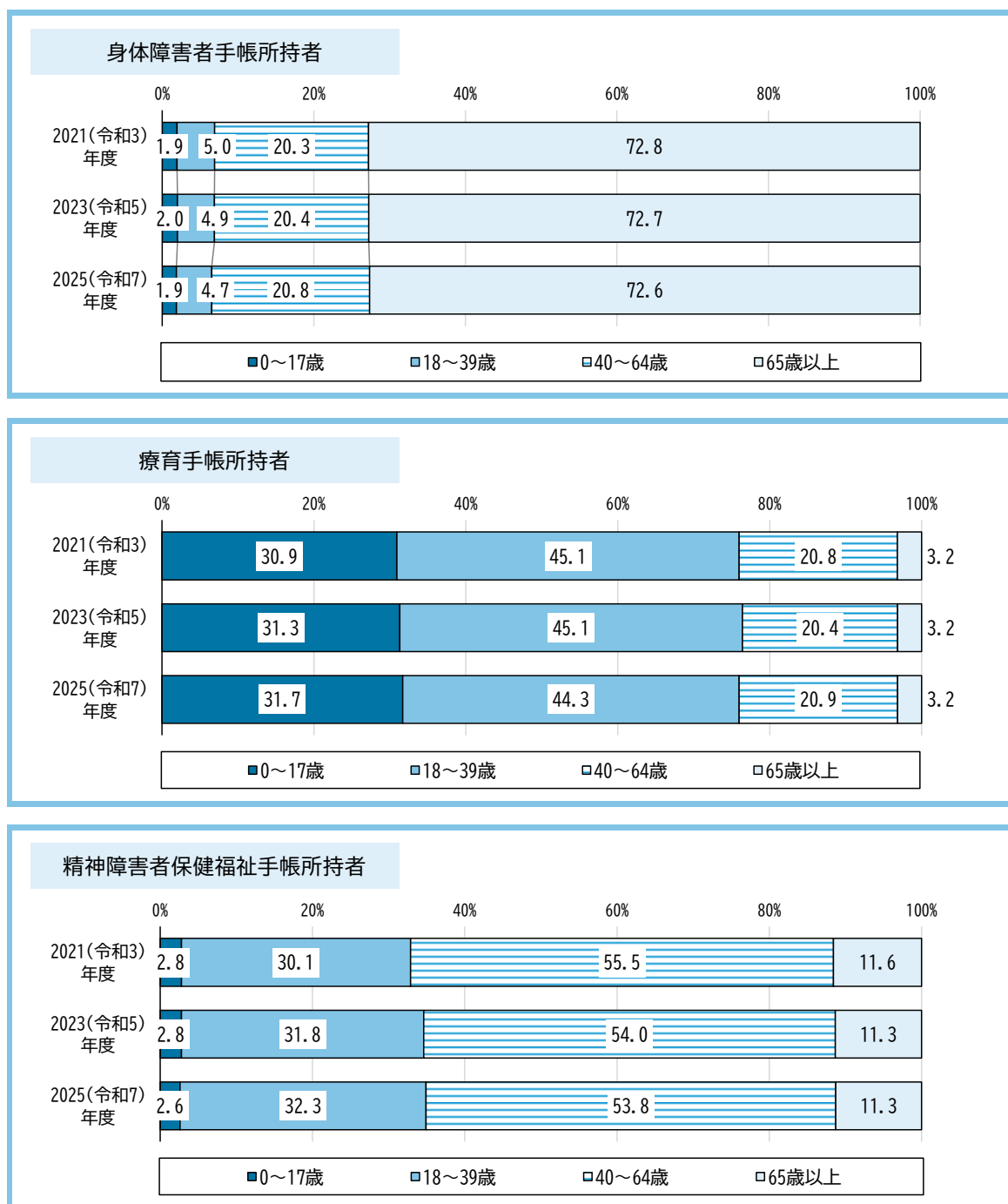
¹ 18歳未満の福祉サービス受給者証もしくは通所受給者証所持者数の一方、または両方を所持している人を障害児としている。

④ 障害者手帳所持者の年齢分布の推移

各手帳（身体障害者手帳，療育手帳，精神障害者保健福祉手帳）所持者の年齢分布はいずれにおいても2021（令和3）年度から大きな変化はなく，ボリュームゾーンについても変わっていません。

身体障害者手帳所持者では65歳以上が最も多く70%台前半，療育手帳所持者では18～39歳が最も多く40%台半ば，精神障害者保健福祉手帳所持者では40～64歳が最も多く50%台半ばとなっています。

■ 図1-7 障害者手帳所持者の年齢分布の推移

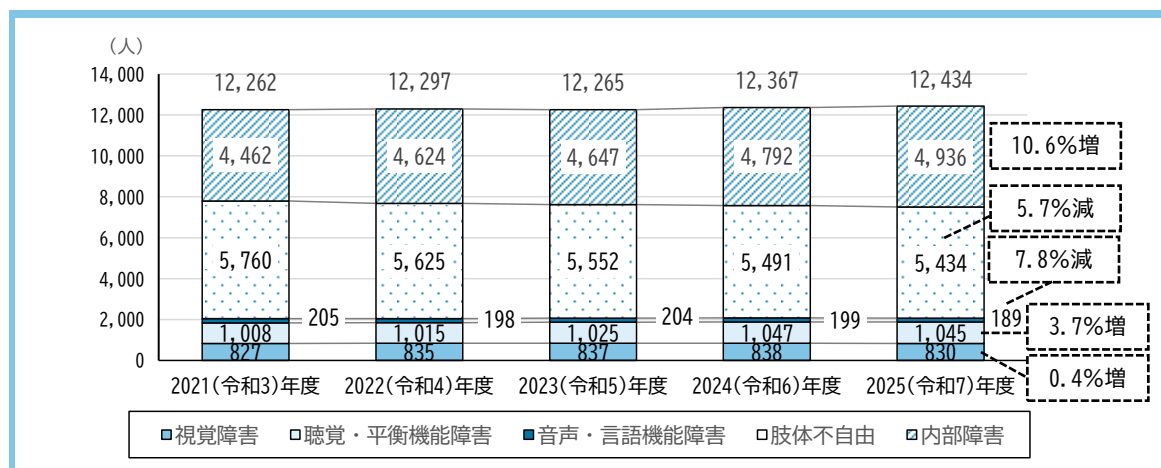


資料：障害福祉課

⑤ 障害種別身体障害者手帳所持者数の推移

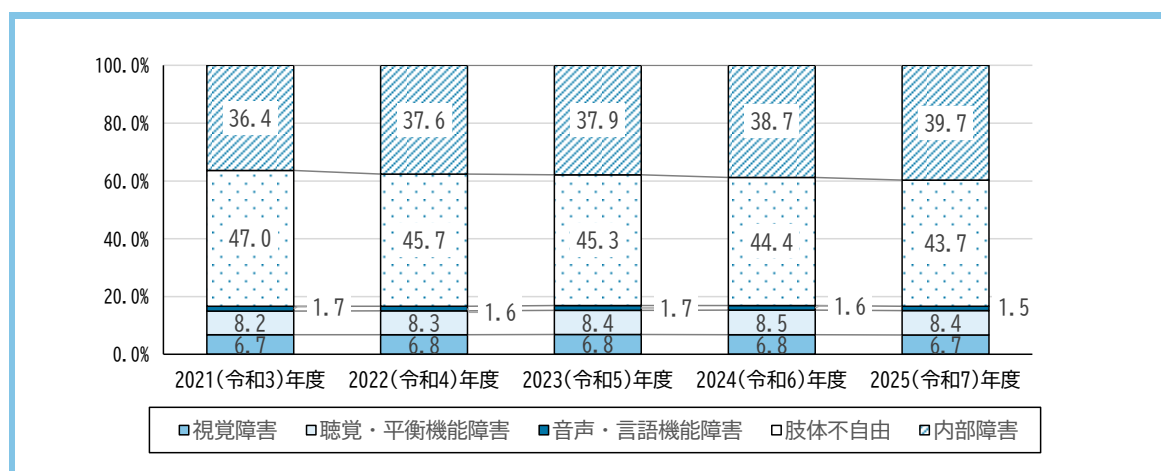
2021（令和3）年度から2025（令和7）年度までの5年間で、いずれの年度も肢体不自由の手帳所持者数が最も多くなっています。障害種別の増加割合をみると、特に内部障害の増加割合（10.6%）が顕著となっています。

■ 図 1-8 障害種別身体障害者手帳所持者数の推移



資料：障害福祉課

■ 図 1-9 障害種別身体障害者手帳所持者割合の推移

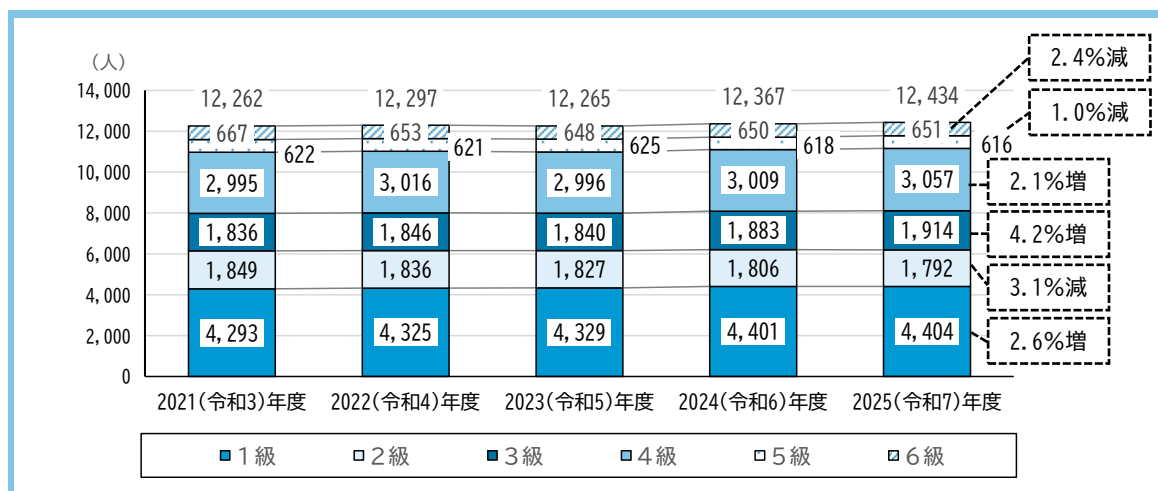


資料：障害福祉課

⑥ 等級別身体障害者手帳所持者数の推移

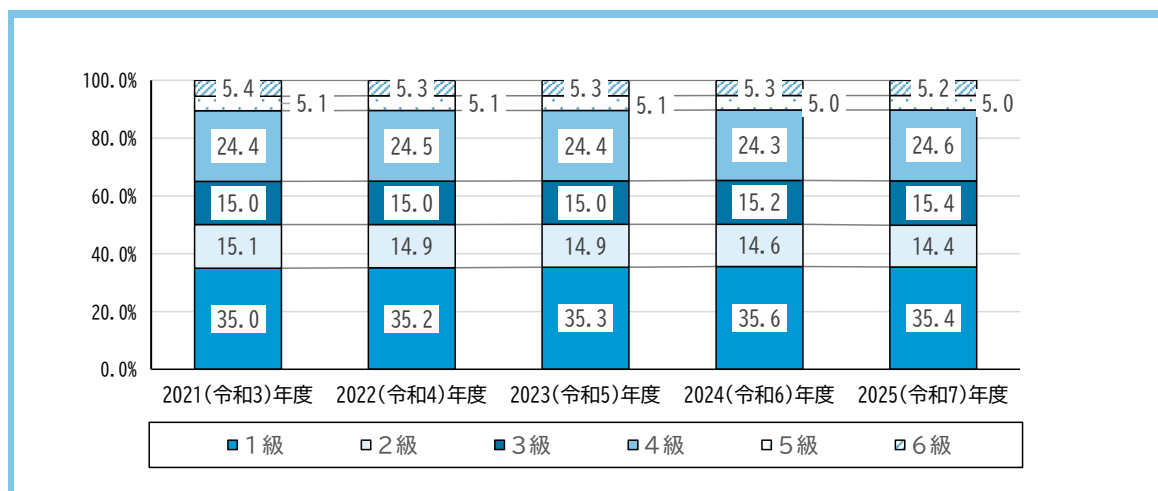
2021（令和3）年度から2025（令和7）年度までの5年間で、1級、3級、4級の手帳所持者数は増加しています。等級別の増加割合をみると、3級の増加割合（4.2%）が他の等級より高くなっています。

■ 図 1-10 等級別身体障害者手帳所持者数の推移



資料：障害福祉課

■ 図 1-11 等級別身体障害者手帳所持者割合の推移

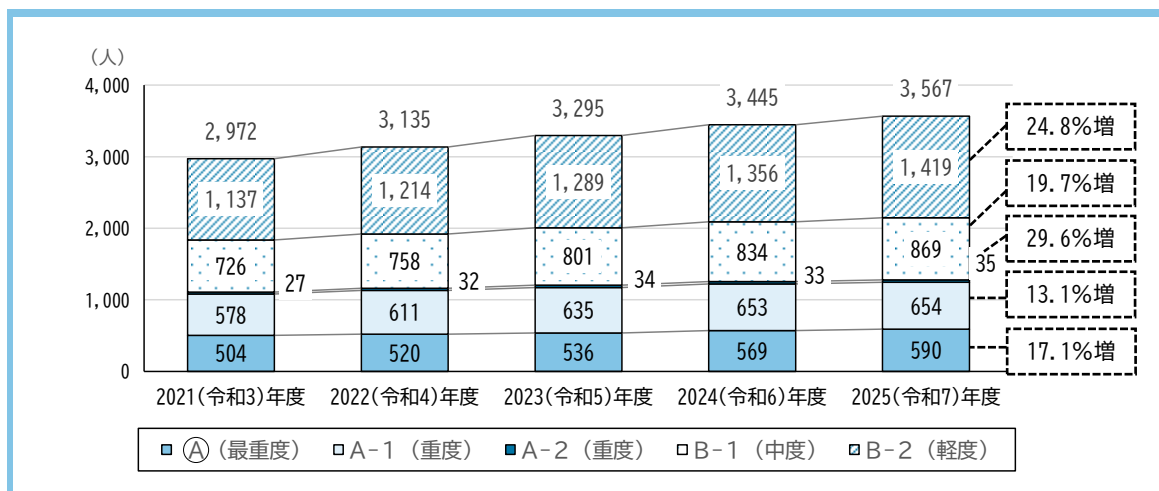


資料：障害福祉課

⑦ 等級別療育手帳所持者数の推移

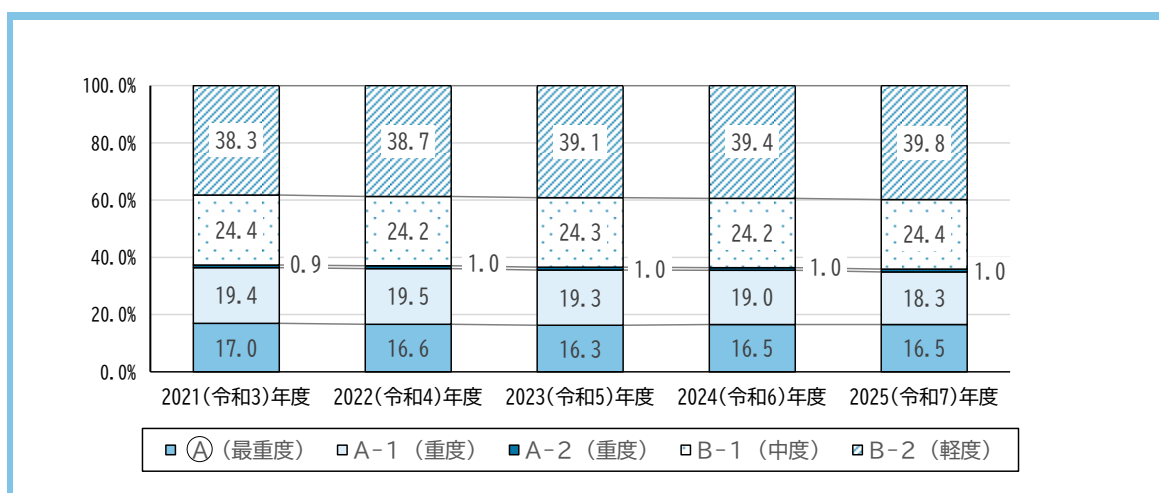
2021（令和3）年度から2025（令和7）年度までの5年間で、いずれの等級²も手帳所持者数が増加しています。等級別の割合をみると、手帳所持者の中で軽度（B-2）の占める割合が年々増加しています。

■ 図 1-12 等級別療育手帳所持者数の推移



資料：障害福祉課

■ 図 1-13 等級別療育手帳所持者割合の推移



資料：障害福祉課

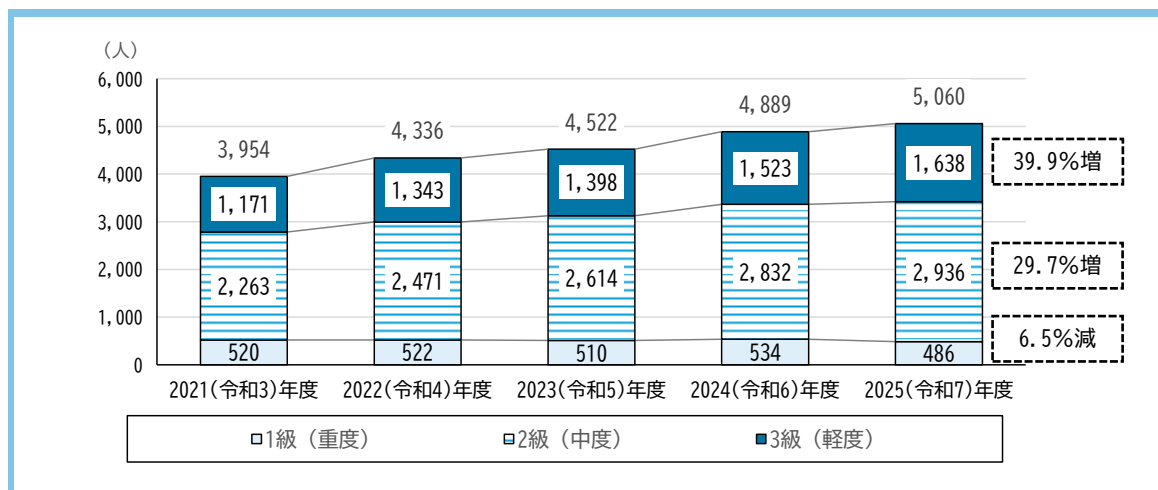
² 千葉県療育手帳制度実施要綱では、療育手帳の等級を次のように定めている。

- （最重度）①：知能指数がおおむね 20 以下の者で日常生活において常時の介助を必要とする程度の状態にある者。
- （重度）A の 1：知能指数がおおむね 21 以上 35 以下の者で日常生活において常時の介助を必要とする程度の状態にある者。
- A の 2：知能指数がおおむね 36 以上 50 以下の者で視覚障害、聴覚障害、肢体不自由を有し、身体障害者福祉法に基づく障害等級が 1 級、2 級または 3 級の手帳を所持しており、日常生活において常時の介助を必要とする程度の状態にある者。
- （中度）B の 1：上記以外の者で、知能指数がおおむね 36 以上 50 以下の者で日常生活において介助を必要とする程度の状態にある者。
- （軽度）B の 2：知能指数がおおむね 51 以上 75 程度の者で日常生活において介助を必要とする程度の状態にある者。

⑧ 等級別精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移

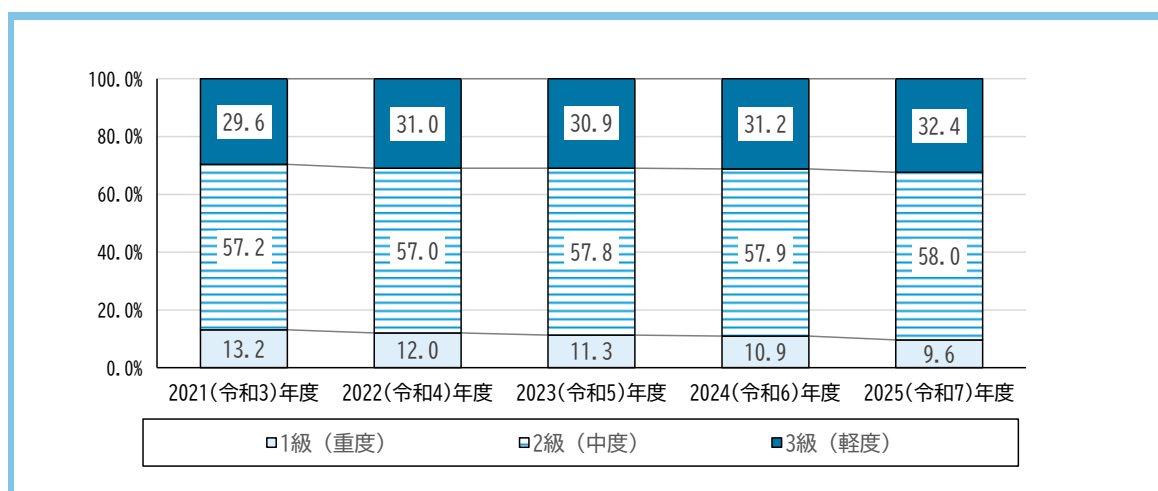
2021（令和3）年度から2025（令和7）年度までの5年間で、2級（中度）及び3級（軽度）の手帳所持者数は増加しています。等級別の増加割合をみると、3級（軽度）の増加割合（39.9%）が顕著となっています。

■ 図 1-14 等級別精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移



資料：障害福祉課

■ 図 1-15 等級別精神障害者保健福祉手帳所持者割合の推移

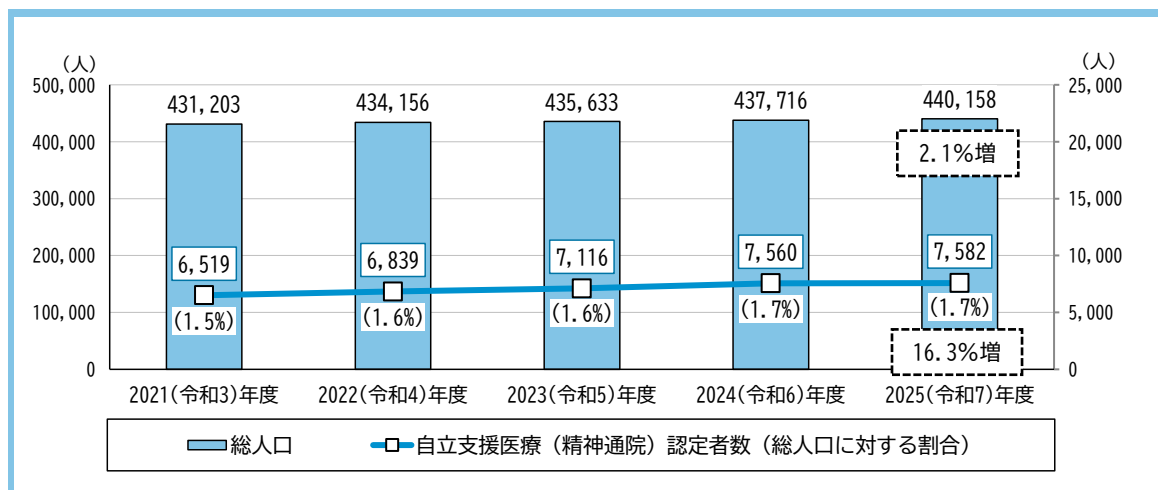


資料：障害福祉課

⑨ 自立支援医療（精神通院）認定者数の推移

自立支援医療（精神通院）認定者数は、2021（令和3）年度から2025（令和7）年度までの5年間で、1,063人増加しています。また、増加割合をみると、総人口が2.1%増であるのに対して、自立支援医療（精神通院）認定者数は16.3%増と、総人口の約7.8倍のペースで増加しています。

■ 図 1-16 総人口と自立支援医療（精神通院）認定者数の推移



資料：総人口 住民基本台帳人口

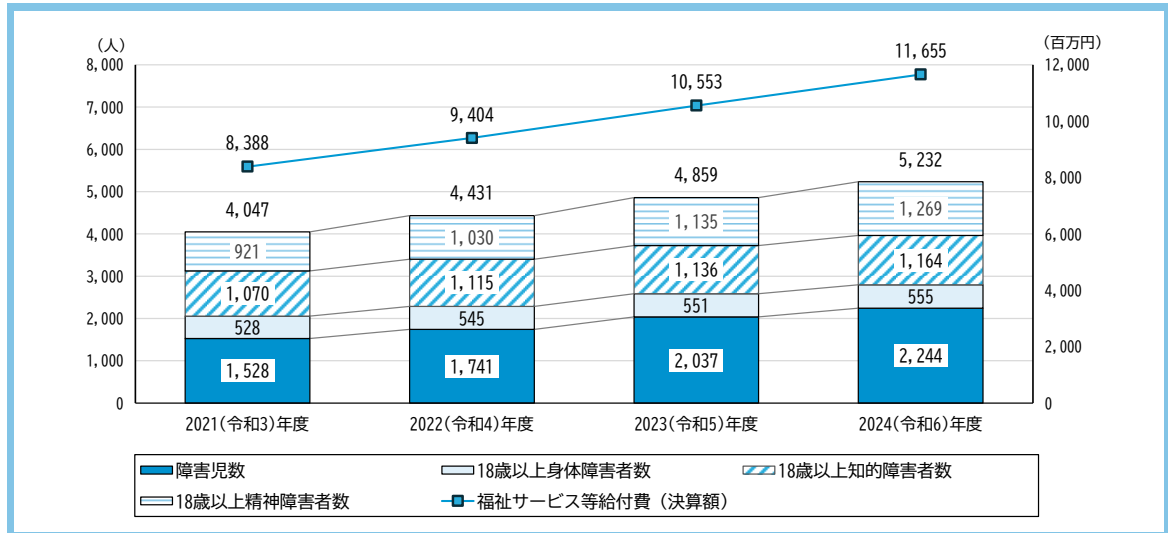
自立支援医療（精神通院）認定者数 障害福祉課

⑩ 福祉サービス受給者証所持者の推移

ア）年齢区分別/障害別所持者数及び福祉サービス等給付費（決算額）の推移

2021（令和3）年度から2024（令和6）までの4年間で、受給者証の所持者数は増加（29.3％）し、それに伴い福祉サービス等給付費（決算額）も増加（39.0％）しています。その中でも障害児数及び18歳以上精神障害者数の増加が37.8％と顕著であり、サービスの質を担保するための取組が求められています。

■ 図 1-17 年齢区分別/障害別所持者数及び福祉サービス等給付費（決算額）の推移



資料：障害福祉課

イ）障害支援区分別所持者数の推移

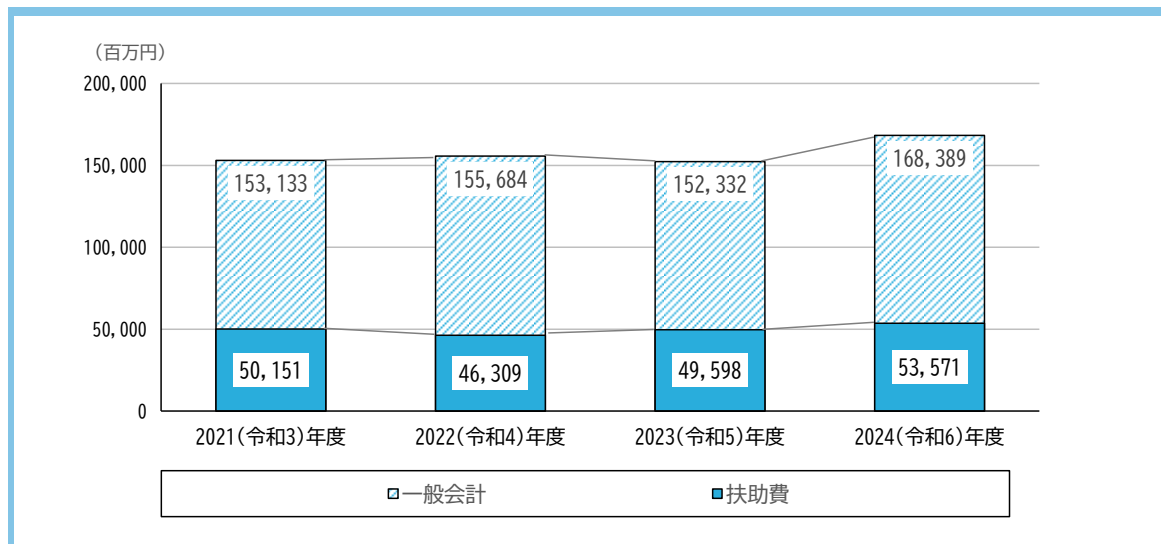
障害支援区分の数値が揃いましたら作成いたします。

2025（令和7）年度決算額が確定
しましたら修正いたします。

⑪ 柏市の一般会計及び扶助費の決算額（歳出）

市の一般会計決算額は、2021（令和3）年度から2023（令和5）年度は150億円台で推移していたものの、2024（令和6）年度には160億円台に増加しています。義務的経費である扶助費³に係る決算額も同様に、2024（令和6）年度には前年から増加しています。

■ 図 1-19 柏市の一般会計及び扶助費の決算額（歳出）



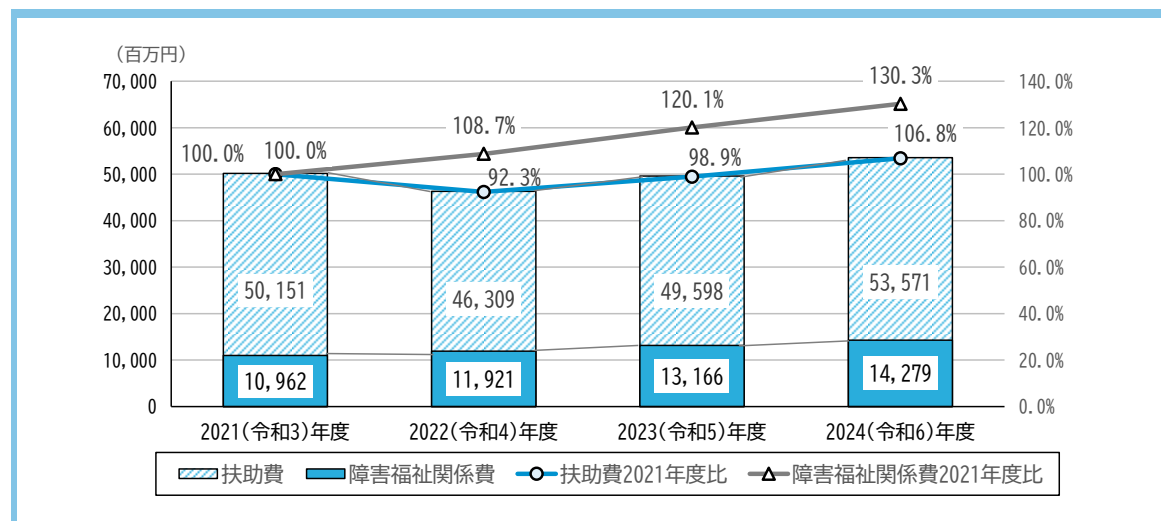
資料：決算報告書

⑫ 扶助費及び障害福祉関係費の決算額（歳出）

2025（令和7）年度決算額が確定
しましたら修正いたします。

扶助費に係る決算額は、2022（令和4）年度以降、増加が続いています。障害福祉関係費の決算額は、2021（令和3）年度から2024（令和6）年度までの4年間で継続的な増加が見られます。

■ 図 1-20 扶助費及び障害福祉関係費の決算額（歳出）



資料：決算報告書

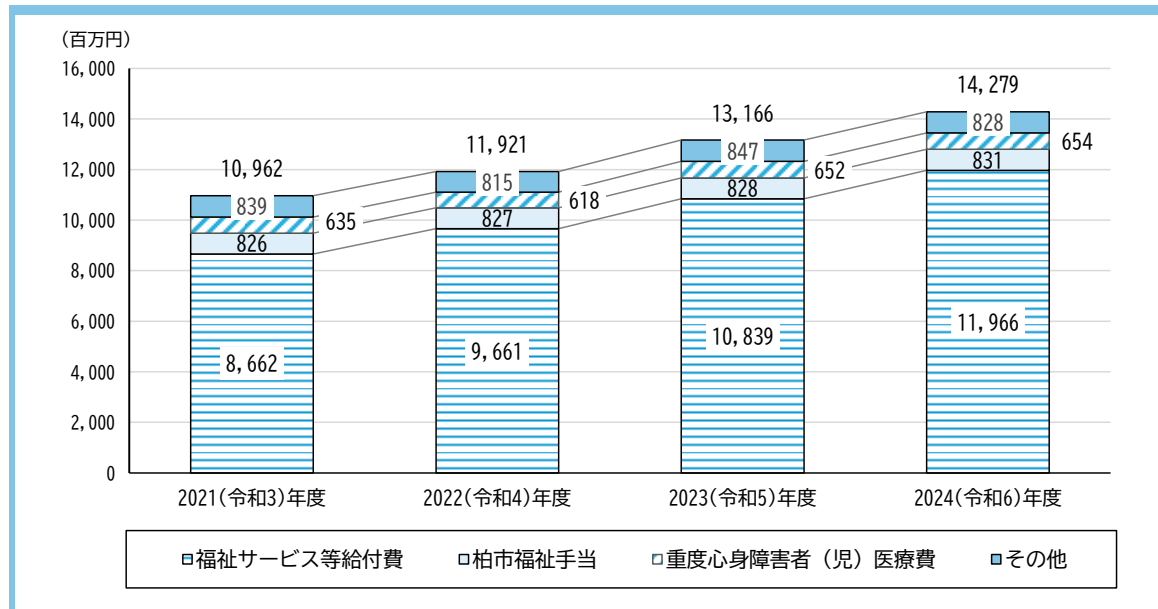
³ 生活保護費、障害者支援費などの福祉や医療に使う経費のこと。

⑬ 障害福祉関係費決算額（歳出）の支出額上位3項目の推移

障害福祉関係費の決算額は、2021（令和3）年度以降、増加が続いています。そのうち、支出額上位3項目である福祉サービス等給付費、柏市福祉手当、重度心身障害者（児）医療費が占める割合が全体の90%前後を占めており、2024（令和6）年度には94.2%に達しています。

2025（令和7）年度決算額が確定しましたら修正いたします。

■ 図 1-21 障害福祉関係費決算額（歳出）の支出額上位3項目の推移



資料：決算報告書

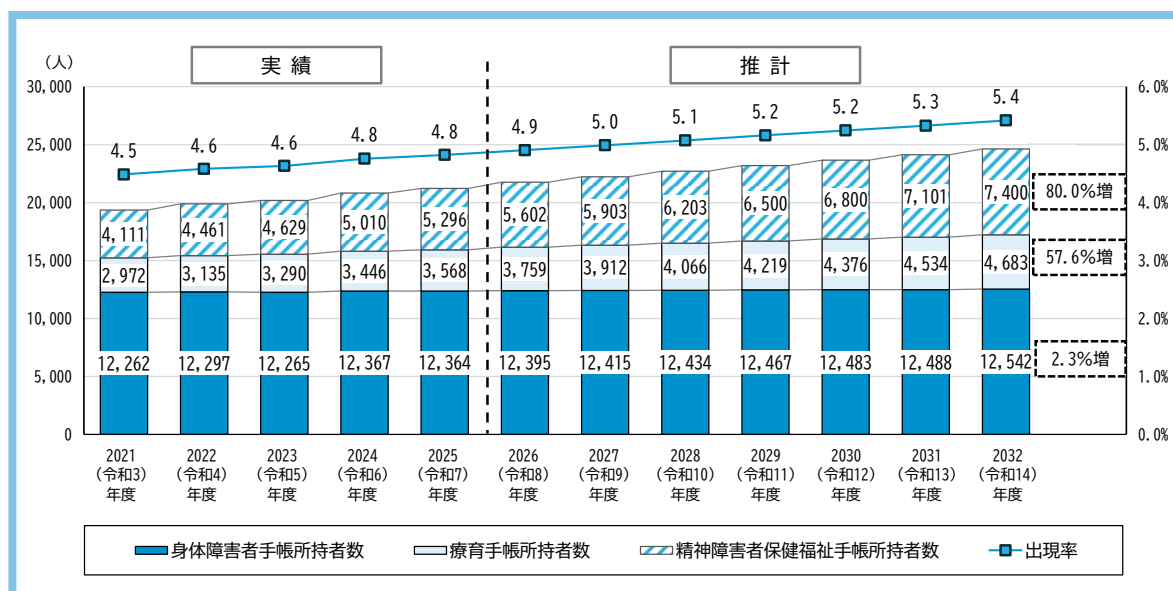
(2) 障害者数の将来推計

過去（2021（令和3）～2025（令和7）年度）の総人口に対する障害者手帳所持者⁴の出現率⁵を算出し、過去の傾向を踏まえ、2032（令和14）年度までの障害者手帳所持者の出現率を推計しました。推計した出現率に推計人口を乗じることにより、障害者手帳所持者数を算出しています。

① 障害者手帳所持者の出現率及び障害3区分別障害者手帳所持者数の将来推計

総人口に対する障害者手帳所持者の出現率は、2021（令和3）年度から増加傾向にあり、2032（令和14）年度には総人口の5.4%がいずれかの障害者手帳を所持することが見込まれています。身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれにおいても所持者数は増加が見込まれ、特に精神障害者保健福祉手帳所持者数の増加割合は、2032（令和14）年度に2021（令和3）年度比で80.0%増と、顕著な増加が見込まれています。

■ 図1-22 障害3区分別障害者手帳所持者数及び出現率の実績及び推計



資料：障害者手帳所持者数（実績・推計）障害福祉課

出現率 障害者手帳所持者数と以下の人口データをもとに算出
 （実績）住民基本台帳人口/（推計）柏市将来人口推計

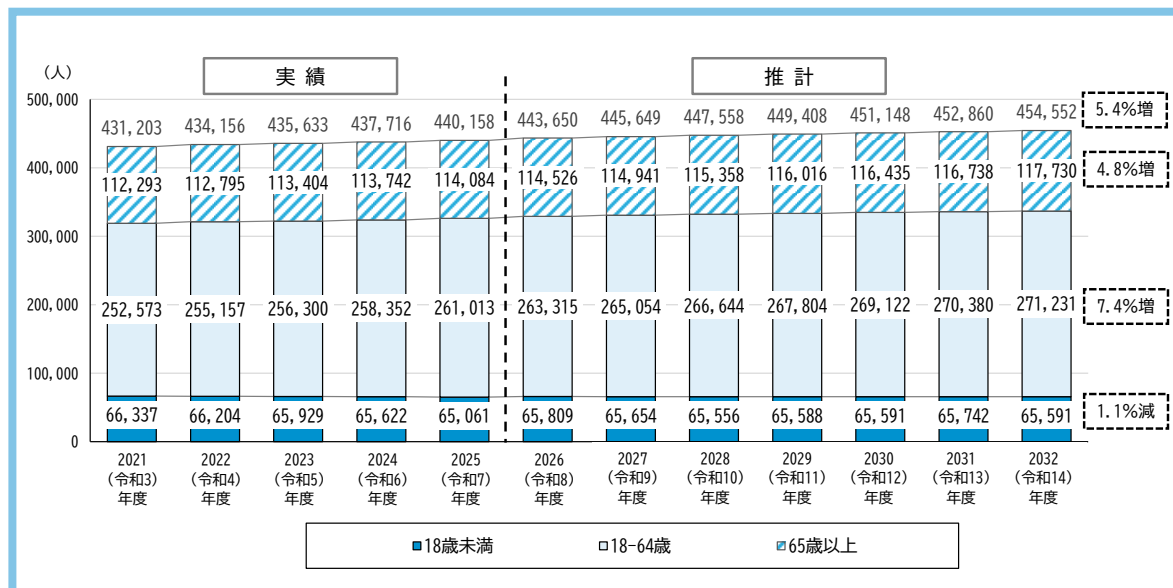
⁴ 障害者数の推計値算出にあたって用いたデータは、年齢別に再集計したことから時点のずれが生じ、（1）柏市の概況（③ 障害3区分別障害者手帳所持者数の推移）において示した障害者手帳所持者数（実績値）とは若干の齟齬が生じている。

⁵ 総人口に対する障害者手帳所持者数の割合を出現率としている。

② 年齢階層別人口及び年齢階層別障害者手帳所持者数の将来推計

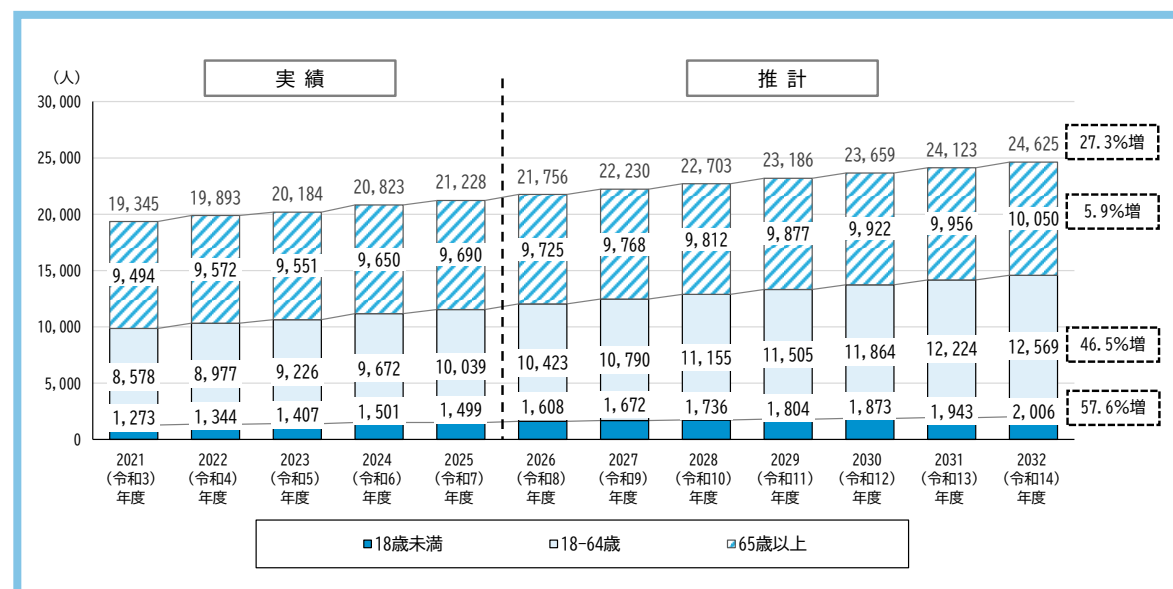
総人口は、2032（令和14）年度に2021（令和3）年度比で5.4%増である一方、障害者手帳所持者数は27.3%（5,280人）増と見込まれています。特に、18歳未満では人口が1.1%減少するものの、障害者手帳所持者数は57.6%（733人）増、18～64歳では人口が7.4%増である一方、障害者手帳所持者数は46.5%（3,991人）増と見込まれています。

■ 図1-23 年齢階層別人口の実績及び推計



資料：（実績）住民基本台帳人口/（推計）柏市将来人口推計

■ 図1-24 年齢階層別障害者手帳所持者数の実績及び推計



資料：（実績・推計）障害福祉課

4. 前計画の振り返りを踏まえた施策の方向性

前計画を施策ごとに振り返り、本計画における施策の方向性を明らかにしました。

柱1 みんなで守り寄り添う共生のまちづくり

【施策1】 包括的相談支援体制の充実（重点）

前計画の 目指す姿	◆身近な場所で安心して専門的な相談ができる体制の充実 ◆「断らない」相談支援体制を中心とした包括的な相談支援体制の充実
現状と ニーズ	●基礎調査では、悩みや困りごとは家族・親族に相談する人が最も多い一方で、身近な場所や専門的な知識を持った相談先を求める声が多くなっています。 ●基幹相談支援センターを1か所増設したことにより、地域の相談支援従事者への支援件数が増加しました。国においても、基幹相談支援センターによる相談支援体制の充実・強化等が、市町村に求められています。 ●相談の内容や課題は複雑化・複合化しており、相談員への研修や関係機関同士の連携と協働がこれまで以上に求められています。
課題	●相談が複雑化・複合化していることから、関係機関同士の連携・協働等により、包括的な相談支援体制の構築が引き続き求められます。 ●希望者が利用しやすい相談支援体制が求められているため、障害者が身近な場所で相談できるよう相談先を周知するとともに、専門性の高い相談にも対応できるよう、支援者支援を通じた専門性の向上が必要です。
施策の 方向性	◆基幹相談支援センターを中心とした関係機関の役割整理と連携強化による包括的相談支援体制のさらなる充実 ◆地域の相談支援従事者への支援者支援の充実を通じた人材育成と相談支援の充実

【施策2】権利擁護体制の充実

前計画の 目指す姿	◆成年後見制度等の利用による日常生活の支援 ◆障害者への虐待のない社会の実現 ◆障害を理由とする差別のない社会の実現
現状と ニーズ	●委託相談支援事業所で運用を開始した成年後見制度に関する一次相談窓口の利用件数は伸び悩んでおり、基礎調査においても成年後見制度及び一次相談窓口に関する認知度は低く、利用ニーズも低い状況にあります。 ●柏市障害者虐待防止サポートチーム派遣事業の活用が進み、事業所職員の障害者虐待防止に関する講座受講が進んでいます。一方、障害者差別や合理的配慮の提供に係る周知啓発を行ったものの、相談件数の増加はわずかとなっています。 ●基礎調査によると、教育機関、交通機関、店舗など様々な場所で障害者が差別を感じています。障害者差別解消法や合理的配慮の認知度は障害者、市民ともに低く、障害者の権利擁護に関する意識のさらなる醸成が必要とされています。

課題	●成年後見制度や障害者の相談窓口についての認知度が不足していることが、制度の活用に結び付いていない背景にあると考えられます。制度や相談窓口の案内など、成年後見制度に関する広範且つわかりやすい周知啓発が引き続き求められます。 ●障害者の虐待防止や差別解消のために、幅広い周知啓発や事業所職員の理解促進とあわせて、相談への適切な対応など、障害者の権利を守る体制の強化が必要です。
----	--

施策の 方向性	◆成年後見制度及び一次相談窓口の周知による制度利用の促進 ◆障害者差別解消法の周知と障害者差別・虐待への対応の強化
------------	--

【施策3】情報アクセシビリティの充実

前計画の 目指す姿	◆障害特性や年代に応じた情報アクセシビリティの確保 ◆必要な時に適切なコミュニケーション支援が受けられる状態の実現
現状と ニーズ	●基礎調査によると、障害福祉に関する情報の入手には、広報かしわや市ホームページ等、多様な媒体が活用されているものの、高齢者や情報通信機器を持たない人には紙媒体が依然として重要な手段とされています。また、情報の入手先や得られた情報（制度やサービス等）がわかりにくいとの意見が多くなっています。 ●2024（令和6）年の障害者差別解消法の改正によって事業者による障害者等への「合理的配慮の提供」が義務化されました。情報の提供や意思疎通支援にあたっては、障害特性に応じた合理的配慮の提供が事業者に求められます。 ●国の「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律（通称：障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法）」では、障害の種類や程度に応じた情報取得や意思疎通ができるようにすることなどにより、障害者による情報の取得等の施策を推進することとしています。本市では、手話通訳者や要約筆記者に加えて、失語症者向け意思疎通支援者の派遣を実施することで意思疎通支援の充実を図りました。

課題	●情報のデジタル化やオンラインによる対応が進められている一方、従来の紙媒体による情報へのアクセスを必要とする人がいます。障害特性等に合わせた情報提供や意思疎通支援が必要となっています。 ●情報を入手する手段とあわせて、入手した情報の正しい理解と活用のために情報を提示する方法を工夫するなど、誰にでも分かりやすい情報発信が求められています。 ●意思疎通支援についての幅広い周知に加えて、引き続き意思疎通支援者の養成を進める必要があります。
----	--

施策の 方向性	◆情報取得方法を選択可能な環境整備とわかりやすい内容での情報発信 ◆意思疎通支援の周知と人材確保
------------	---

柱2 みんなで支え安心して暮らせる共生のまちづくり

【施策1】暮らしを支える基盤整備（重点）

前計画の 目指す姿	◆地域全体での障害者の暮らしを支える支援ネットワークの充実 ◆高齢障害者や重度障害者、医療的ケア者等も含め、本人の希望に応じた地域生活の実現
現状と ニーズ	●地域生活支援拠点を中心としたかしわネットワークの深化により、障害福祉サービスを利用して地域で暮らす障害者は増加していますが、地域生活支援拠点に求められる機能のうち、体験の場の提供が十分には機能していない状況がみられます。 ●基礎調査では、現在も将来も自宅での生活を希望する人が多い一方で、重度身体障害や強度行動障害、医療的ケアに対応した地域の住まいが不足しているとの意見が挙げられています。 ●国の「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」では、各市町村に地域生活支援拠点等を整備し、コーディネーターの配置等による効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制を構築することや、年1回以上の支援の実績等を踏まえた運用状況の検証・検討を実施することが盛り込まれています。 ●地域全体で障害者の暮らしを支えるために不可欠な関係機関同士の連携について、基礎調査によると、お互いにできることが把握できているとは言いづらく、協働で支援するしくみが十分に機能していないとの意見が挙げられています。
課題	●地域での生活を希望する障害者が地域で暮らし続けられるよう、地域生活支援拠点機能の充実のほか、関係機関同士が連携・協働した支援体制の充実が求められています。 ●高齢の障害者や重度・重複障害者等、年齢や障害の程度に関わらず、地域の中で希望する生活ができるような支援体制を整備していく必要があります。
施策の 方向性	◆地域生活を希望する障害者が地域で暮らし続けられるよう、地域生活支援拠点と関係機関による支援ネットワークの深化 ◆専門性の高い支援が必要な障害者や高齢障害者も希望する生活ができるような支援体制の整備

【施策2】暮らしを支えるサービスの充実

前計画の 目指す姿	◆地域で自分らしい生活を送ることができるよう、個々のニーズに対応したサービスの充実
現状と ニーズ	●基礎調査によると、障害福祉サービスを利用するまでの手続きに時間や手間がかかることや、利用方法がわからないことがサービス利用の障壁となっています。また、サービスを提供する事業所の所在地の偏りや人材不足、障害種別によって、サービスの利用が困難となるケースがあるとの意見が挙げられています。 ●国は、不適切な事業運営を行う事業所をなくし、サービスの質の確保・向上を図ること及び人材確保等に関する事項を、市町村障害（児）福祉計画へ盛り込むよう求めています。基礎調査でも、サービスを提供する事業所が増えている一方で、支援の質に課題があるとの意見が挙げられています。
課題	●障害福祉サービスの利用手続きが円滑に進められるよう、適切な情報提供や手続きの簡素化・迅速化等を検討する必要があります。 ●必要とする人に適切な障害福祉サービスが提供できるよう、サービスの質と適正な量の確保が求められます。 ●利用者ニーズに沿ったサービスを提供するため、サービス従事者を対象とした研修等による人材育成・確保が必要とされています。
施策の 方向性	◆必要とする人が適切な利用ができるような情報提供とあわせて、利用者が真に必要とする質の高いサービスの提供 ◆職員の処遇改善や研修の充実等によるサービス提供人材の育成・確保

【施策3】安心・安全な生活環境の整備

前計画の 目指す姿	◆緊急時対応や障害特性に配慮した地域の防災・防犯体制の充実 ◆誰もが安全で利用しやすい福祉のまちの実現
現状と ニーズ	●基礎調査では、災害時に近所に助けを求められる人がいる障害者の割合は増加しているものの、同居の家族・親族に助けを求めるケースが多く、家族への依存度が高い現状がうかがえます。また、災害時に薬や医療的ケアを確保すること、避難先で他の人と過ごすことが難しい障害者が多くなっています。 ●基礎調査によると、普段から地域の人と障害者が身近に接する機会を増やし、平時から関係を築くことが安心して生活するために必要との意見が挙げられています。 ●委託相談支援事業所ヒアリング調査では、利用者一人ひとりについて、災害時にどのような支援が必要かの把握（アセスメント）が不十分な現状があり、行政の防災計画、個人の個別避難計画、事業所のBCP（事業継続計画）の整合性が取れていないとの意見があります。 ●委託相談支援事業所ヒアリング調査では、地域によっては移動手段の確保が難しく、物理的に支援へのつながりが阻害されているケースがあることが挙げられています。
課題	●個別避難計画の策定や避難訓練の実施など、災害時に必要な支援を提供できる体制づくりが必要です。また、地域住民との平時からの関係づくりなど「共助」のしくみづくりが求められます。 ●移動の困難さを解消するため、バリアフリー化など公共交通機関等における支援や整備を推進することが必要です。
施策の 方向性	◆個別避難計画策定など災害発生時を想定した取組や地域住民との関係構築のための取組の充実 ◆公共交通機関等のバリアフリー化等、移動の利便性向上

柱3 みんながその人らしく社会参加できる共生のまちづくり

【施策1】就労支援の充実（重点）

前計画の 目指す姿	◆希望する場所で働き続けられるような就労支援体制の充実 ◆工賃向上の取組の強化
現状と ニーズ	●障害福祉計画において成果目標として設定した項目である「就労定着率が7割以上の就労定着支援事業所の割合」及び「就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行した人数」は計画終了期間である2026（令和8）年度中に設定した目標を達成できる見込みです。また、市内障害者就労施設等の平均工賃額は上昇しています。 ●国においては、2026（令和8）年に民間企業に対する障害者法定雇用率が2.7%に引き上げられ、週10時間以上20時間未満で働く障害者も算定の対象となり、障害者の就労に関する制度の整備が進められています。 ●基礎調査によると、障害者が働くために必要なこととして、能力を生かせる仕事や体調・障害特性への配慮、企業に対する障害者雇用への理解促進が求められています。また、就労後の相談先に係るニーズが見られました。 ●基礎調査によると、重度身体障害者や高度なスキルを持つ人等、特定の属性の障害者が就労できる場所が少ないとの意見が挙げられています。
課題	●障害者の一般企業への就労については、障害特性等に配慮した支援や企業の理解促進に加え、就労後に相談できる場所等、障害者が働き続けられるような支援が求められています。 ●障害特性や状態像に応じた選択ができるよう、多様なニーズに応じた働く場の確保が必要です。
施策の 方向性	◆必要な支援の提供や企業への理解啓発を通じた就労支援体制の強化 ◆障害の特性や障害者のニーズに応じた働く場の確保

【施策2】社会参加の促進（重点）

前計画の 目指す姿	◆障害の種類や程度にかかわらず、その人らしく社会参加し、充実した余暇を過ごすことができる地域社会の実現
現状と ニーズ	●柏市教育福祉会館（ラコルタ柏）を拠点に実施する、障害者等社会参加・訪問支援（アウトリーチ）事業、障害者等社会参加コーディネート事業とともに、利用者が増加しています。 ●基礎調査によると、趣味やサークル活動、音楽や絵画など「楽しみ」の活動に対するニーズが高い一方で、参加したい活動が特にない障害者が増加しています。 ●身近な場所で障害を問わず気軽に参加できる機会や障害者同士で話し合える、交流できる場所が求められています。 ●国の「第5次障害者基本計画」では、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策の1つとして「文化芸術活動・スポーツ等の振興」が挙げられており、障害者の芸術文化活動への参加、スポーツに親しめる環境の整備が必要とされています。
課題	●日常生活に必要な外出（買い物や通勤・通学・通所等）だけでなく、障害者が自らの楽しみのために活動できたり、障害者同士で交流できたりする場所や機会について、身近な地域で確保することが求められています。 ●障害を問わず気軽に参加できる活動場所や内容等の充足、拡大が求められています。
施策の 方向性	◆障害者が気軽に立ち寄り、安心して過ごせる地域の居場所の確保 ◆市民とともに活動できる場の確保を通じた社会とのつながりの創出や、障害者団体等の当事者活動への支援

【施策3】 共生意識の醸成と支え合いの地域づくり

前計画の 目指す姿	◆障害の有無にかかわらず、互いを尊重し、ともに支え合う地域社会の実現
現状と ニーズ	●障害者団体と協働して障害理解・啓発イベントを実施していますが、基礎調査では、障害者に対する偏見や差別があると思う市民の割合は増加しています。 ●基礎調査によると、学校での福祉教育によって若い世代には障害についての理解が浸透しつつありますが、地域社会全体でみると、障害福祉や障害者に関心はあるものの行動には移していない市民が多く見られます。 ●市民がボランティアに参加していない理由として、参加する時間やきっかけがないことが多く挙げられています。 ●障害者からは、周りの目を気にしてしまう、周囲の理解が必要との意見が挙げられており、地域社会全体への理解啓発が求められています。
課題	●学校教育だけでなく、地域全体で障害を学び、障害者と交流できる機会を増やすことで、市民一人ひとりの障害理解を深める必要があります。 ●障害に関心のある市民がボランティア活動へ踏み出せるような「きっかけ」づくりとあわせて、市民の受け皿となるボランティア活動団体への支援の充実が求められます。
施策の 方向性	◆啓発活動や交流機会の充実を通じた市民への障害理解の促進 ◆講座の実施等を通じた障害福祉や障害者に関心のある人のボランティア活動への参加促進とボランティア団体への支援の充実

柱4 みんなが健やかに成長できる共生のまちづくり

【施策1】乳幼児期における支援の充実

前計画の 目指す姿	◆障害の早期発見から健やかな成長のための療育支援の充実 ◆こども園・幼稚園・保育園等，地域で適切な支援を受けられる体制の強化
現状と ニーズ	●児童発達支援センター（中核拠点）を官民1か所ずつ登録し，事業所職員向けの研修会や，保育園等への訪問・助言を行いました。 ●国が2023（令和5）年に策定した「こども未来戦略」では，児童発達支援センターを中核とした地域の障害児支援体制の強化（地域における障害児の支援体制の強化や保育所等におけるインクルージョンの推進）が掲げられています。 ●基礎調査によると，就園・就学に不安がある，発育・発達の遅れに悩む保護者は多く，障害児の保護者が今後充実を望む支援は，発達支援の専門職による療育の充実が最も多くなっています。

課題	●児童発達支援センターを中核とした地域の障害児支援体制の構築を推進するとともに，支援体制について広く周知していく必要があります。 ●療育の充実を求める保護者ニーズに対応するため，事業所ごとの特性や事情を踏まえた，支援者のスキルアップが必要となっています。 ●保育所等におけるインクルージョンの推進のために，訪問支援や巡回支援等を効果的に活用する支援体制の検討が求められます。
----	---

施策の 方向性	◆早期発見・早期支援につなげるしくみの充実 ◆保育・教育現場における支援体制の強化 ◆児童発達支援センターに求められる中核機能の発揮
------------	--

【施策2】学齢期における支援の充実

前計画の 目指す姿	◆インクルーシブ教育システムのさらなる充実に向け、障害児の学びの保障と共に学ぶ機会の充実 ◆放課後や休日における居場所の充実
現状と ニーズ	●特別支援教育コーディネーターを中心とした校内委員会の実施等による、児童生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じた支援体制の整備を進めています。 ●国が2023（令和5）年に策定した「第4期教育振興基本計画」では、児童生徒を取り巻く福祉的な課題への対応として、福祉部門と教育委員会・学校等との連携を行いながら様々な悩みや不安を抱える児童生徒に対する支援の充実を推進することとしています。 ●基礎調査によると、保護者が望む支援は学齢期の子どもの進学情報や学習支援、卒業後の就労支援や仕事に関する相談が多くなっています。また、障害のある不登校児童や中学生・高校生が日中過ごせる場所が不足しているという意見が挙げられています。

課題	●特別支援教育のニーズの増加に伴い、特別支援学級担任の専門性向上や校内支援体制の充実、教育分野と福祉分野の連携強化が求められています。 ●学齢期の子どもが安心して過ごせる多様な居場所づくりのために、支援者に対する情報共有及び研修機会の創出等を推進する必要があります。
----	--

施策の 方向性	◆教育分野との連携によるインクルーシブ教育システムの推進 ◆学齢期のこどもが過ごせる多様な居場所づくり
------------	--

【施策3】切れ目のない支援体制の構築（重点）

前計画の 目指す姿	◆本人や家族を対象としたライフステージで途切れない支援 ◆支援機関間の連携強化による途切れない支援
現状と ニーズ	●子どものライフステージの移行による途切れない支援を実現するため、ライフサポートファイルの活用促進や各種会議体を通じた関係機関の連携強化を図っています。 ●国の動向として早期発見・早期支援等の強化（保健・医療・福祉・教育等の関係者が連携し、早期から切れ目なくこどもの育ちと家族を支える体制の構築を推進）を打ち出しています。 ●基礎調査によると、ライフステージの変化に対する支援の充実や、他分野間の支援機関での認識の共有・連携が必要との意見が挙げられています。

課題	●子どもや保護者へのライフステージの変わり目に応じた支援や、将来に向けて抱える不安の解消が必要となっています。 ●児童、教育、福祉等の各分野を横断した連携や協働による専門性の融合・共有が求められています。 ●ライフステージごとに支援の担い手が変わりやすい移行期においても一貫した支援が継続されるよう、家族や関係機関で共有する「ライフサポートファイル」のさらなる普及と活用推進が必要となっています。
----	--

施策の 方向性	◆ライフステージの変化を見据えた切れ目のない支援体制の整備と情報提供の充実 ◆児童発達支援センターを中心とした他分野を横断する関係機関連携の強化
------------	---

「〔参考〕前期計画【柱4-施策3 医療・ケア体制の充実】の他施策への分離・統合状況」は、初稿では掲載していません。

5. 計画の基本的な考え方

(1) 基本理念

本市では、第2期障害者基本計画（第2期プラン）を策定した2004（平成16）年度から障害福祉像を「みんなでつくる みんなで暮らせるまち かしわ」と定めています。

「みんなでつくる」は、市民や地域社会との協働と、当事者が社会参画している共生社会を表し、「みんなで暮らせる」は、自己決定を尊重した自立生活の実現とノーマライゼーション社会という柏市のあり方を表しています。

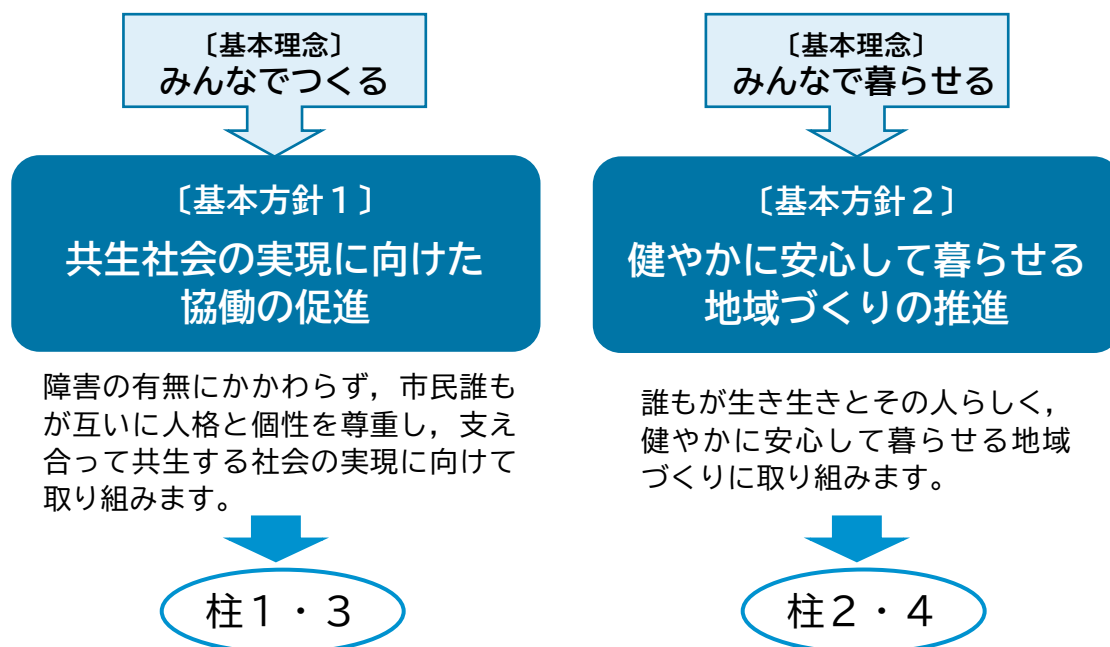
この障害福祉像に共生社会実現への思いを込めて、各分野別計画に基づき地域で施策を展開する際の共有すべき理念として、第2期計画から継承したものを、引き続き本計画においても基本理念に位置付けます。

〔基本理念〕

みんなでつくる みんなで暮らせるまち かしわ

(2) 基本方針

「基本理念」を実現するため、前計画から引き続き、次の2つを「基本方針」とします。



(3) 重点目標

「基本方針」を推進するためには、障害者やその家族が抱える複合的な課題に対応し、地域で安心して暮らし続けられる体制づくりが重要です。前計画においては、障害福祉を中心として様々な分野の関係機関が連携し、分野横断的かつ継続的な支援を行う「かしわネットワーク」を構築し、地域での活用に取り組みました。

「かしわネットワーク」を地域で活用するにあたっては、地域の実情や課題感を正確に把握する必要があるため、地域の相談窓口となっている委託相談支援事業所や、地域における相談支援の中核的な役割を担う基幹相談支援センター、地域生活を送る上での安心を提供する地域生活支援拠点で把握する相談の傾向や地域の困り感を集約・分析する必要があります。

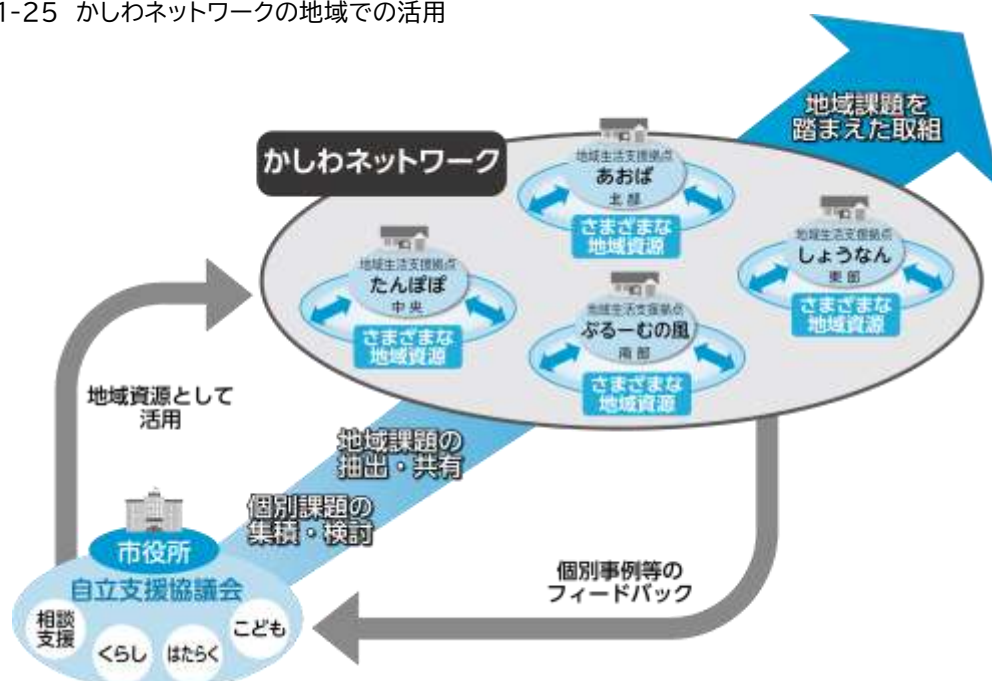
また、障害者総合支援法の改正により、これまで支援体制の検討に関する情報共有のみが役割とされていた地域協議会には、地域における相談支援の個別事例等を通じて明らかになった地域の課題を共有し、その課題を踏まえて、地域における支援体制の整備につなげていく取組を着実に進めるための役割が求められるようになりました。

こうした背景から、本計画では地域協議会との連携・協働のもと、「かしわネットワーク」を地域資源として積極的に活用していきます。本市における地域協議会である柏市自立支援協議会を中心とした情報共有や課題整理を通じて、相談支援・くらし・就労・こどもそれぞれの分野を重点的に、様々な分野で「かしわネットワーク」を活用した実践的な支援体制の強化を図るとともに、支援事例の蓄積や関係機関の相互理解を深めることで、地域全体の支援力向上につなげ、障害者が住み慣れた地域で自分らしく生活ができる共生社会の実現を目指します。

〔重点目標〕

地域協議会との連携・協働による 「かしわネットワーク」の地域での活用

■ 図 1-25 かしわネットワークの地域での活用

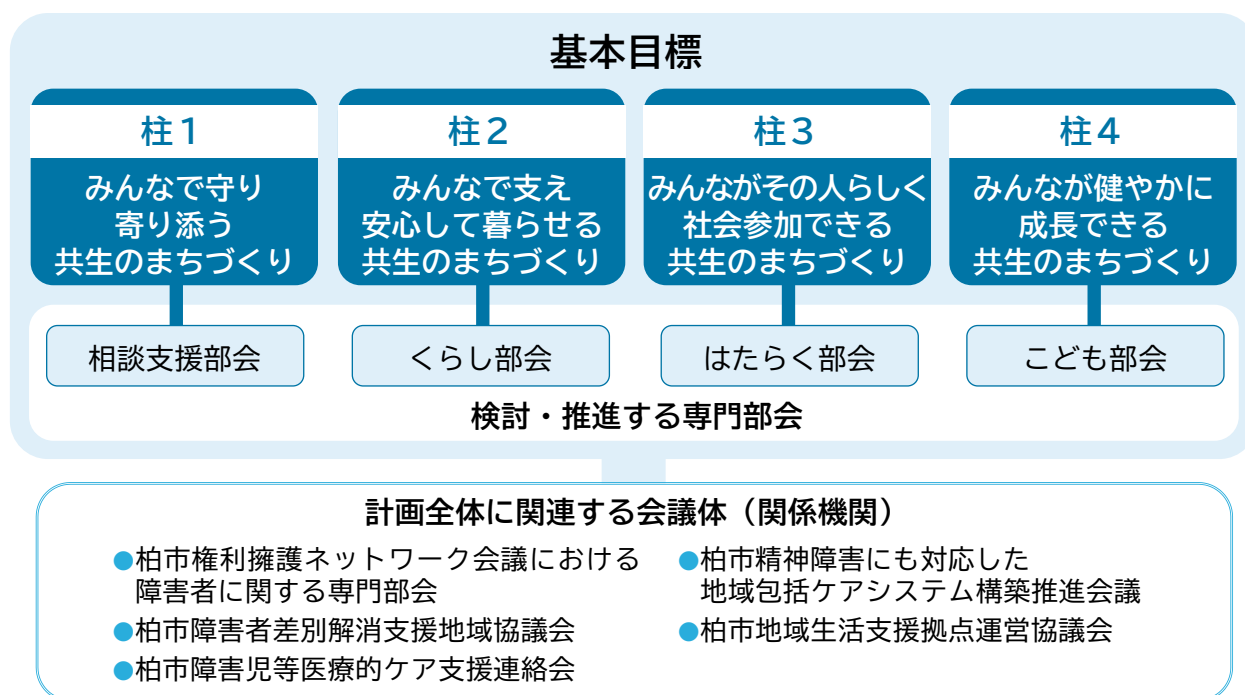


(4) 基本目標

「重点目標」を達成するため、各種施策を整理して体系立て、「基本目標」を設定します。

本計画では「重点目標」に地域協議会との連携・協働を掲げていることから、前計画に引き続き、各種施策を柏市自立支援協議会専門部会と関連付けて「基本目標（4つの柱）」として設定し、計画の推進体制を明確にしています。

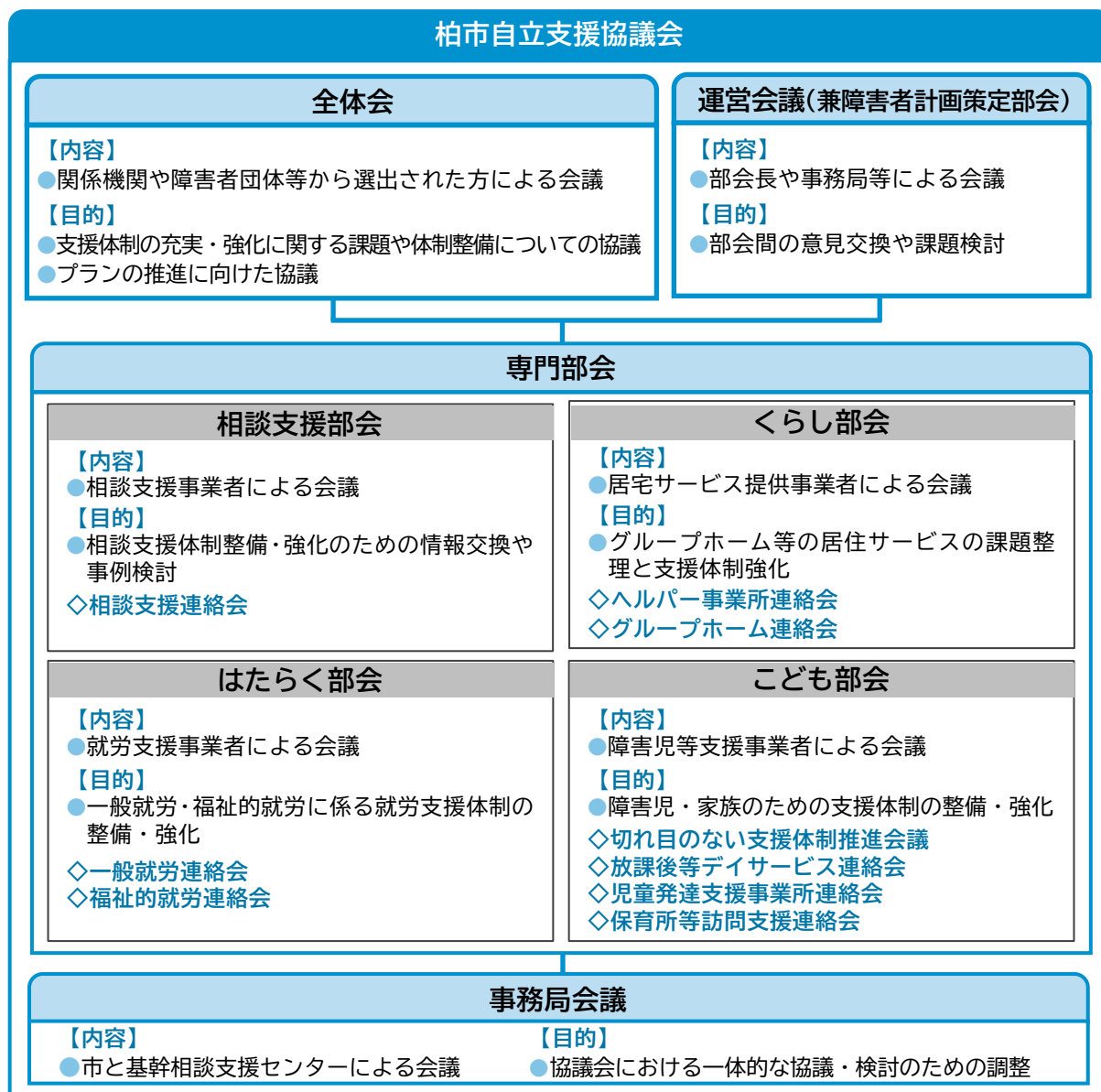
■ 図 1-26 基本目標及び基本目標を検討・推進する専門部会や会議体



■ 図 1-27 前計画からの変更点

	前計画	本計画
計画期間	「柏市障害者基本計画」「柏市障害福祉計画」「柏市障害児福祉計画」のいずれも3年間とする	「柏市障害者基本計画」：6年間 「柏市障害福祉計画」：3年間 「柏市障害児福祉計画」：3年間
重点目標	障害者の暮らしを支えるかしわネットワークの地域での活用	<u>地域協議会との連携・協働による「かしわネットワーク」の地域での活用</u>
基本目標を推進するための事業	市で実施する事業を掲載	各施策の推進に協議会が関わることを明確化するため、市で実施する事業に加えて <u>専門部会が実施する事業を掲載</u>
障害（児）福祉計画の見込量	見込量を設定	<u>サービスの適正な提供を勘案して見込量を設定</u>

■ 図 1-28 柏市自立支援協議会組織図



その他会議体（関係機関）

- 柏市権利擁護ネットワーク会議における障害者に関する専門部会**
 障害者虐待防止のネットワークづくり、権利擁護に関する課題の整理、事業所関係者及び市民に対する研修・啓発活動を行う。
- 柏市障害者差別解消支援地域協議会**
 2016（平成 29）年 4 月に障害者差別解消法が施行されたことを受け設置。権利擁護と関連が深く、構成委員も重複が多いため、柏市権利擁護ネットワーク会議における障害者に関する専門部会と一体的に活動する。
- 柏市障害児等医療的ケア支援連絡会**
 柏市における医療的ケアを要する障害児者（介護保険対象者を除く）の支援体制の構築や関係機関のネットワーク化を図る。
- 柏市精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築推進会議**
 医療、障害福祉、介護、社会参加、住まい、地域の助け合い、教育などが包括的に支援するシステムの構築を目指し協議する。
- 柏市地域生活支援拠点運営協議会**
 柏市に暮らす障害者等が地域で安心して生活できる環境の推進を図り、地域生活支援拠点の円滑かつ適正な推進について検討する。

重点施策名は、内容が決定しましたら修正いたします。

(5) 重点施策

「重点目標」達成のために設定する「基本目標」の4つの柱ごとに、特に重点的に取り組む事項を「重点施策」として位置づけます。

「重点目標」として柏市自立支援協議会との連携・協働を掲げていることから、柱ごとに設定された施策のうち、特に柏市自立支援協議会専門部会との関係が深い次の施策を重点施策とします。

柱1 みんなで守り寄り添う共生のまちづくり

重点施策 施策1 相談支援（施策名検討中）

障害者の暮らしを支える「かしわネットワーク」の入口となる相談支援について、身近な地域で安心して専門的な相談ができる体制の充実を図ります。

柱2 みんなで支え安心して暮らせる共生のまちづくり

重点施策 施策1 基盤整備（施策名検討中）

「かしわネットワーク」の中核となる地域生活支援拠点と地域の関係機関等の連携を強化し、緊急時の対応や地域移行を推進することで、地域で安心して生活できる体制の充実を図ります。

柱3 みんながその人らしく社会参加できる共生のまちづくり

重点施策 施策1 就労支援（施策名検討中）

「かしわネットワーク」の各機関が連携・協力しながら、障害の程度にかかわらず、障害者が自らの選択に基づいて、地域で就労できる体制の充実を図ります。

柱4 みんなが健やかに成長できる共生のまちづくり

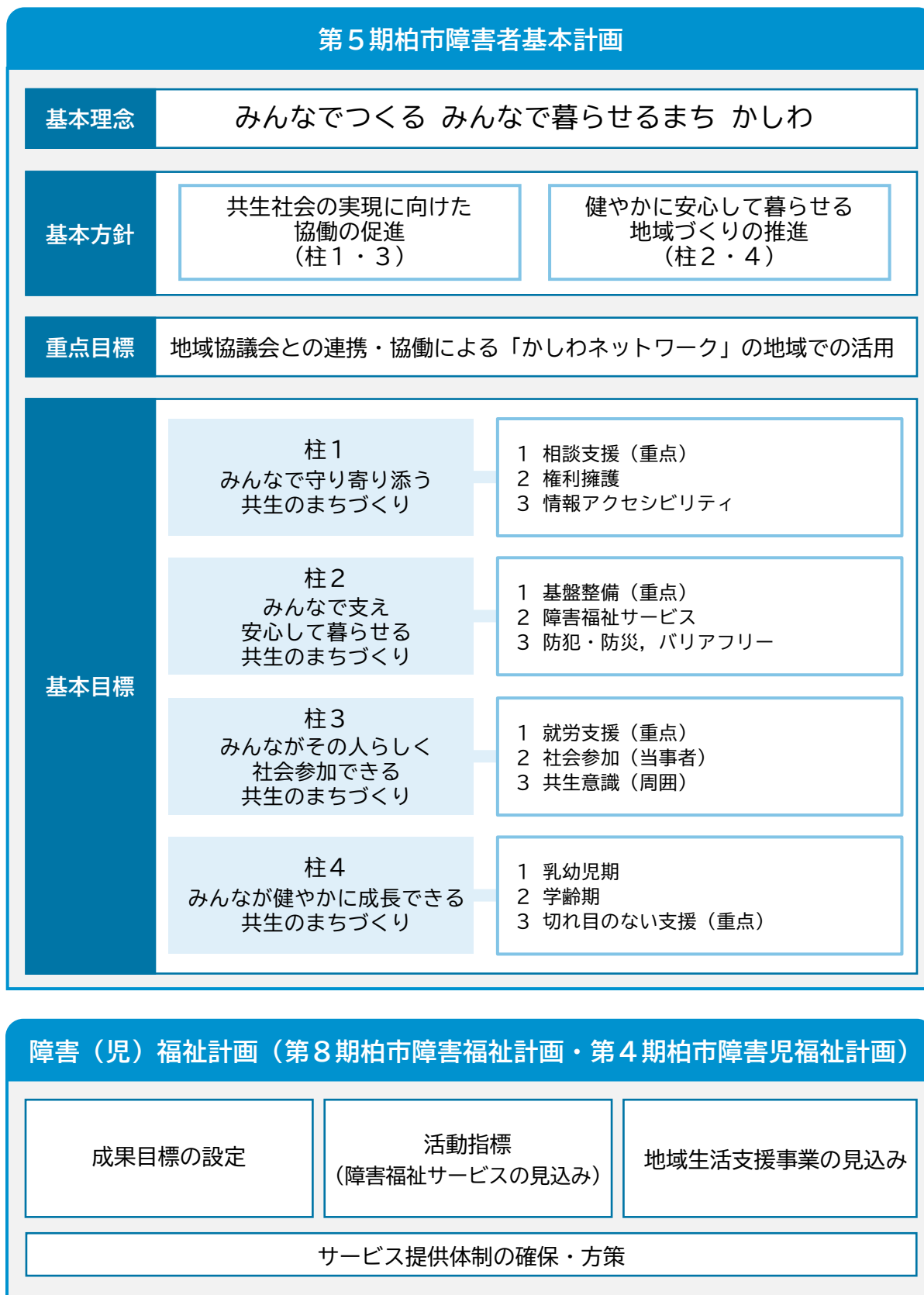
重点施策 施策3 切れ目のない支援（重点施策から検討中）

「かしわネットワーク」の各機関が連携・協力しながら、ライフステージによって途切れることなく、子どもが地域で適切な支援を受けられる体制の充実を図ります。

(6) 本計画の体系

施策名は内容が決定しましたら修正いたします。

■ 図 1-29 本計画の体系



6. 計画の推進に向けて

(1) 計画の評価・見直し

① 計画の進捗管理

本計画では、以下の指標を設定して、目指す方向性を示します。これらの指標については、PDCAサイクルの考え方に基づき、少なくとも1年に1回は実績を把握し、中間評価として分析・検証を行い、必要があると認めるときは数値目標等の変更や事業の見直し等の措置を講じ、成果の最大化を図ります。

そのため、策定した計画については、定期的にその進捗を把握し、取組や目標値などを見直す必要が生じた場合には、分析・検証の上で対応を検討します。

■ 図 1-30 計画の進捗管理に用いる指標

指標名		内容
障害者 基本計画	評価指標	方針の達成度を測るための数値を設定したものです。
	参考指標	取組の成果や効果を測るための数値を設定したものです。
障害(児) 福祉計画	成果目標	国が示す基本指針に即して、障害福祉サービス等の提供体制の確保に係る目標として数値を設定したものです。
	活動指標	国が示す基本指針に即して、成果目標を達成するために、障害福祉サービスの利用人数や日数等の見込量を設定したものです。
	地域生活支援 事業の見込量	市町村が独自に実施するサービスの見込量を設定したものです。

本市では、柏市健康福祉審議会障害者健康福祉専門分科会及び柏市自立支援協議会等が協議の場となります。なお、協議の場における確認事項は次のとおりです。

■ 図 1-31 協議の場における計画の進捗管理に関する確認事項

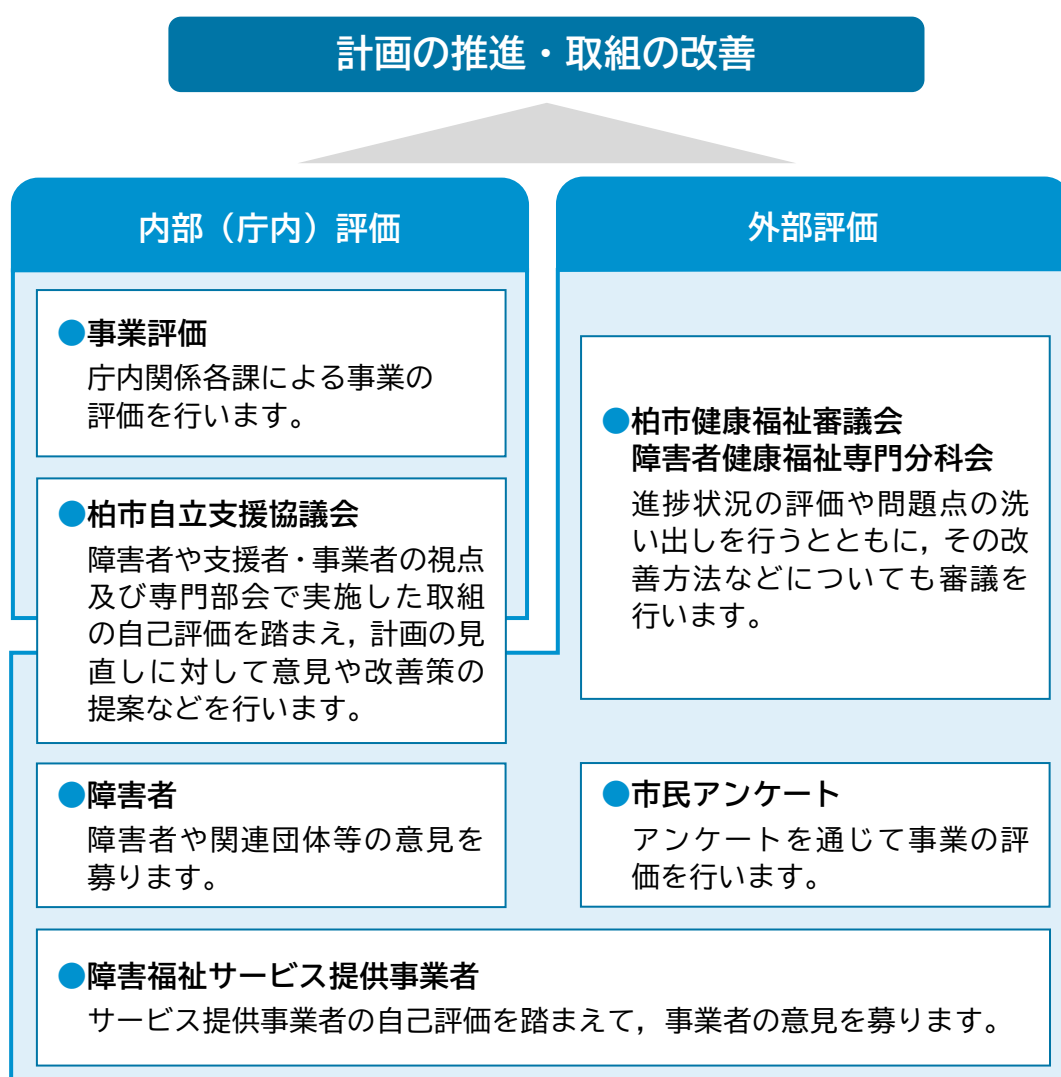
年度	計画期間・確認事項			
	障害者基本計画		障害福祉計画・障害児福祉計画	
2027 (令和9) 年度	第5期	●前計画の実績評価	第8期 ・ 第4期	●前計画の実績評価
2028 (令和10) 年度		●進捗状況検証		●進捗状況検証
2029 (令和11) 年度		●事業評価及び数値指標評価 (中間評価) ●中間見直しのための調査 及び課題・ニーズの検証 ●(中間見直し)		●事業評価及び数値指標評価 ●課題・ニーズの検証 ●次期計画の策定
2030 (令和12) 年度		●進捗状況検証	第9期 ・ 第5期	●前計画の実績評価
2031 (令和13) 年度		●進捗状況検証 ●次期計画策定のための基礎 調査実施		●進捗状況検証
2032 (令和14) 年度		●事業評価及び数値指標評価 ●課題・ニーズの検証 ●次期計画の策定		●事業評価及び数値指標評価 ●課題・ニーズの検証 ●次期計画の策定

② 点検・評価結果の反映

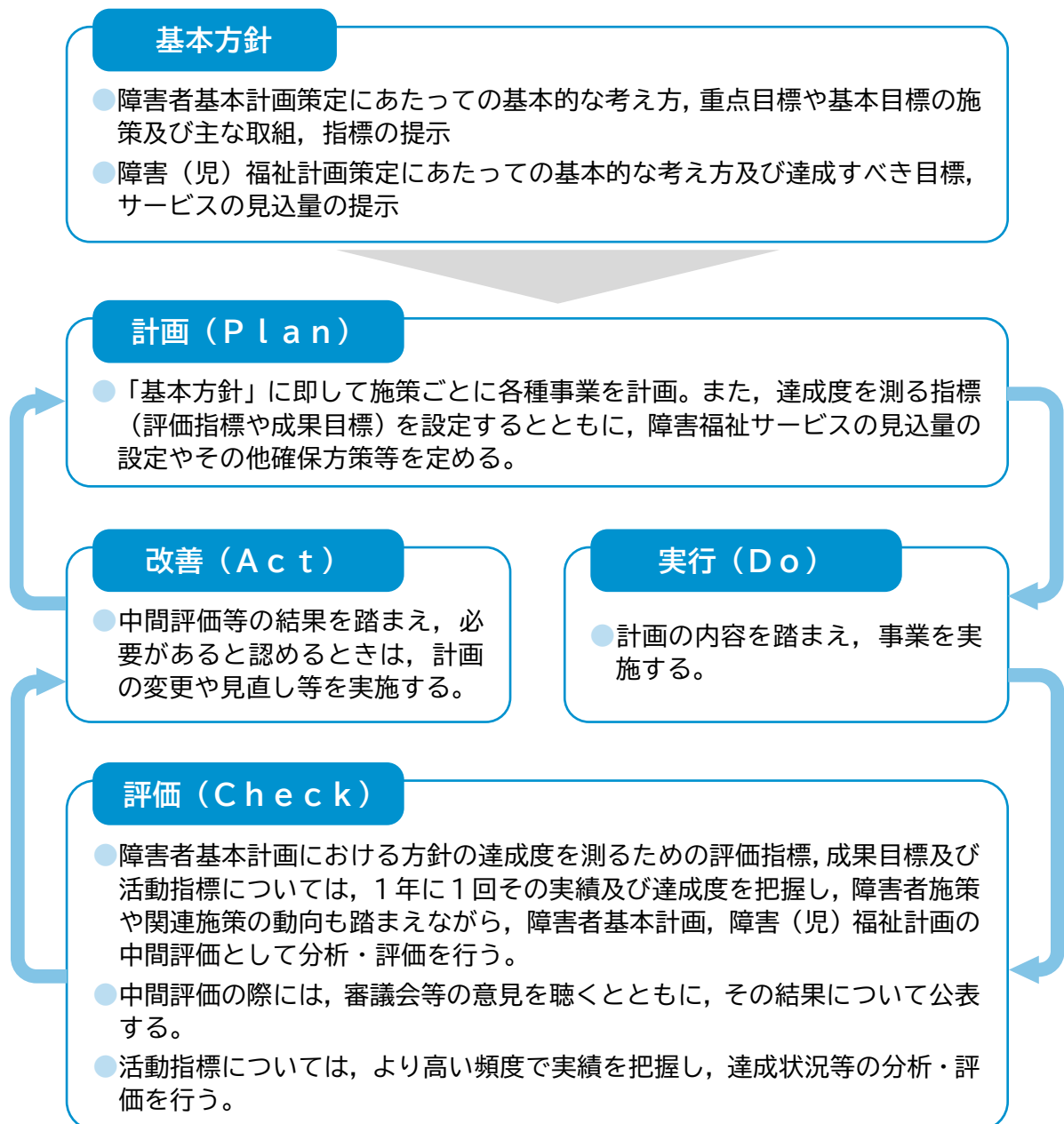
計画の推進にあたっては、柏市健康福祉審議会障害者健康福祉専門分科会等から計画の進捗状況や計画を推進していくための方策について意見・提案等を受ける外部評価とあわせて、事業を実施する庁内各課や柏市自立支援協議会の内部評価を定期的実施し、計画の見直し等、施策に反映することで、推進体制の確保を図っていきます。

その際には、以下のPDCAサイクルのプロセスに基づき、計画の推進や取組の改善に取り組みます。

■ 図 1-32 評価・進捗管理体制のイメージ



■ 図 1-33 PDCAサイクルのプロセスのイメージ



(2) 推進体制の確保

① 推進体制の確保

計画の推進にあたって、庁内や国・県の関係行政機関との間で、必要に応じた情報の共有や研修への参加等を通じ、連携を図ります。

また、柏市自立支援協議会等の関係機関・団体等との連携・協働を行いながら、市、相談支援事業者、サービス事業者、さらには雇用分野、教育分野等の関係者によるネットワークを活用し、計画の推進を図ります。

② 障害福祉サービスや計画に関する地域の力の活用

必要とする障害福祉サービスを誰もが適切に利用できるよう、サービス内容や利用手続き等の情報提供に努めるとともに、多様な媒体を用いて、年代や障害特性に応じた計画の周知を図ります。さらに、市職員、地域の住民・企業に対して、障害に関する正しい知識の啓発に努め、障害理解の促進を図るとともに、共生社会の実現を目指して地域の力を活用します。

③ 事業者のサービスの質の確保と経営基盤の安定化

地域生活支援事業の実施にあたっては、事業者に対しては一定の基準を設けるとともに、苦情処理体制を整備、確立するなど、質の確保を図ることにより、制度の円滑な運営につなげます。

また、県の指定を受けた事業者についても、県との連携を図り、質の確保に努めます。なお、こうしたサービスの質の確保に加えて、障害者等が継続的にサービスを利用できるよう、担い手である事業者の経営基盤の安定化を図る必要があることから、行政としての支援のあり方について検討を進めます。

ノーマライゼーションかしわプラン 2027
【第5期障害者基本計画】

発行 柏市

編集 柏市福祉部障害福祉課

〒277-8505 千葉県柏市柏五丁目10番1号

TEL 04-7167-1136

FAX 04-7167-0294